



長野縣立神宮司正七位宮澤春文序
長野縣神職會館所請 師勝山忠三編

儀類典

明治
39 12 4
内交

序

我が日本國は神に依り造られり我が國土は天照大神の神裔に依りて統率せらるる故に我が國は神國なるの謂を以て神人合一能く治國平天下の美を濟すを得るなり。それ三種の神器一度皇孫に傳はりてより以來皇位繼承連綿として絶ゆるなく萬世一系これを不朽に及ぼす實は皇祖の神勅の如しされば我が國の風儀必ずまづ神祇を奉齋してその意勅を仰ぎこれに依りてその恩賴を蒙る神威灼然さながら明鏡の照らすを見るが如し。故に人皇の祖神武帝中原茲に征定して都を橿原に奠め給ふや靈時を鳥見の山中に樹て皇祖天神を祀り給ひ我が皇祖の靈や天より降臨して朕が躬を光助を今諸虜已に平き海内無事なり以て天神を効祀すべく用ゐて大孝を申ふべきなりと詔し給ひ崇神天皇また昔我が皇祖鴻基を大啓し其後聖業愈高く五風

轉た盛なり、意らざりき今朕の世に當りて數々災害あり、恐らくは朝に善政なく、咎を神祇に取れるならん」このたまひて、施政、攘災、皆神祇を祭りて神託を受く、祭政一致の語、茲に至りて存す。されば祭祀は政治の第一義たりしなり。然るに飛花落葉、幾春秋、遂には祭祀の本義を忘れ、崇敬虚なるものあり、かんすれぞ能く忠孝仁義の大本を知るを得ん。往昔宿禰廣成、舊事の頽れたるを慨し、根源を知るものなきを歎、扨邁の齡なほ能く、犬馬の情も堪へず、一卷を草して古語拾遺といひ、以て當年の蓄憤を陳べたり。春園、この著、蓋しまたこれに類するものあらん。

丙午の秋紅葉燃ゆ

如き生島の森陰にて

宮澤春文識

祭儀類典

目次

神社

神の語義

神社の性質

系統上の神 勳功上の神 信仰上の神

神社と道義

國家精神の統一 忠君愛國 自尊自重 忠孝一致 義勇不公 禮節 清潔潔白

祭祀

祭祀の意義

崇敬 感謝 祈願 慰安

祭祀の語義

奉獻 服従 祭政一致

祭祀の起源

祭典儀式の起源

諸祭の起源

神衣 新嘗 鎮魂 大殿 御門 祖籠 正神
大祓 大嘗 除蝗 祈年 鎮火 道饗 風神

祭祀の沿革

太古

神籬 玉串 櫛の種類 神饌器品 祝歌

韓地服屬の世

神官と皇居の分離 齋戒と内蔵の分立 探湯

佛教渡來の世

加茂祭の起源

寧樂時代

神祇官 伊勢神宮遷宮式 本地垂迹説 祭祀制度 散齋致齋 朝廷の祭祀 大嘗祭

平安時代

神佛混合 神宮寺 神社の寺院化 神名帳編成 兩部神道

鎌倉時代

頼朝の施政 武神

室町時代

唯一神道

織田豊臣時代

江戸時代

白川吉田両家 垂加流 古學復興 當時の祭儀 民間の信仰 淫祀

明治の世

神社局と宗教局の分立

宮中祭祀抄

四方拜

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

神武天皇祭

秋季皇靈祭

神嘗祭

天長節

新嘗祭

祭具の沿革

三方 大席 神籬 玉串 笏

祭具取扱上の心得

三方 薦 帑 薦案等の持ち方 笏

祭式

祭事に重要な十三ヶ條

祭事に禁止すべき八ヶ條

進退所作行事の要九ヶ條

進退所作行事の目的三ヶ條

進退所作

第一座席の上下 附伊勢神宮中強式並に圖

一 神座の正中及左右面によりて分るゝ場合

二 神座の左右側によりて分るゝ場合

第二身体の姿勢 附九容の解

一 身体の姿勢

イ 正立 胴作り

二座体の姿勢

イ 正座 ロ 安座 ハ 龜居(龜座とも云ふ)

第三起座着座 附袴捌並に座席と進退所作

一 進む起座 二 進む着座 三 退く起座 四 退く着座

第四列席及列座

一 列席

イ 前列列席 ロ 列後列席

二 列座

イ 座前着座 ロ 座後着座

第五行歩

一 練歩

イ 早練 ロ 細練 ハ 杖虫練 ニ 落練

二 徐歩

イ 進行及止立 ロ 退歩及止立 ハ 逆行及止立

三 左右折及止立

四 左右回轉

第六膝行膝退 附回轉の要訣

一 膝行 一 膝退 三 左右折 四 左右回轉
第七敬禮作法

一 笏
イ 持笏 ロ 閉笏 ハ 把笏 ニ 正笏 ホ 懷笏 ヘ 扇を笏に代用する場合

二 掛 附深掛小掛並に香の着脱及直し方

イ 座掛 コ 立掛 ハ 香掛

三 拜 附九拜並に伏拜

イ 起拜 ロ 座拜 ハ 立拜

四 拜掛以外の敬禮法

イ 平伏 ロ 跪居 ハ 附跪 ニ 啓折 ホ 風行 ヘ 逆行

五 拍手

イ 短手 ロ 長拍手 ハ 八開手 ニ 連拍手 ホ 合拍手 ヘ 退手 ト 後手 チ 忍手

行 事

第一祭員の名稱及任務

第二開扉閉扉 附掛の場合

階の昇降

開閉扉作法

御鍵後取の作法

響蹕後取の作法

第三神饌獻撤

薦敷後取の作法

饌案後取の作法

神饌長調饌係手長の心得及作法

傳供圖 其一 其二 其三

第四奉幣

帙後取の作法

奉幣後取の作法

奉幣司の作法

第五祝詞奏上

祝詞後取の作法

齋主の作法

第六玉串奉奠 附列拜の事

玉串後取の作法

齋主作法

本祭式圖

修祓行事

大麻司作法

鹽湯司作法

祓式の圖

直會式 附其圖

調度裝飾

御内陣裝飾 附其圖

祭場裝飾 附全上圖

祭具

神饌の品目順序

神饌獻備位置

神饌調理法

祝詞の用紙書式並に折り方及び朗讀法

儀式次第

款式 其一 其二

本祭式

官幣社例祭式
國幣社例祭式

文 例

祈願祭祝詞

親賓祭祝詞

祭神祭祝詞

祭神祭祝詞

酒神祭祝詞

奉職次告祭祝詞

神社合併祭祝詞 一、二

附 錄

小學校祝賀式

御眞影本掲位置

服 裝

式場の心得

最敬禮

國歌を讀ぶに當りての作法

勅語拜禮の作法

式次第並に作法

備考

改正小學校令第二十八條

最敬禮の回数

開閉屏と奏樂

小學校生徒神社參拜順序

式次第

玉串奉獻次第

唱歌

祭儀類典

神 社

勝山忠三謹述

神社は万世一系の天皇陛下を戴き、血族國家を形成せる皇國獨特の精華にして、諸外國に誇るべき所、皇國道義の本源は一に茲にあり。而して國家特有の道義の盛衰は、一國の發達上に大なる關係を有するを思へば、敬神の道の尊さを感ずるや切なり。斯く完美なる神とは如何なるものなるか、其名義に就ても種々なる説あり。或はカシミルの約にて、清陽者靡昇而爲天之心也(桑家漢語抄)と云ひ、カシヨミにて恐るゝ意槻の落葉と云ひ、カクリミにて隱身の義傍廬とし、カンガミルにて神慮如明鏡照萬物(神代口訣)とし、又カハミの略にて鏡の義圓珠庵雜記及神代卷惟足抄といひ、或は赫見にて鑑と訓通す(書記通證)といひ、カカミにて明見の義、神明照臨ましますを云ふ(和訓栞)といひ、或は嚙なり(古傳通解)とし、或は葦カビの加微にて奇しき徳あること(古史傳)と云ひ、又上に坐す名(貞丈

雜記と云ひ、或はカは目に認め難く手にも取られぬ意、ヒは滿たる象(加微二言考)と云ひ、又人にて上の意(東雅)と云へり。皆語義に關る解釋なりと雖も、生前の威靈を稱ふると、死後の靈徳を讃するとの二なるが如し。何れの説宜しきを得たるものなるかは、輕々しく判断し難し、寧其撰擇は徒事なるに近かるべきか、如何となれば、神の靈徳は此一熟語のよく盡す程小ならざればなり。更に進んで、祭神の性質を知らんとす。神社の成立を我歴史に就いて研究すれば、第一、系統上の神、第二、勳功上の神、第三、信仰上の神の三種に區別し得。第一の系統上の神には伊勢神宮に齊き奉れる日本建國の祖、官國幣社の皇祖皇宗を始め、各氏族に於ける氏神、即ち竹田川邊連の竹田神社に於ける、大春日、布留、粟田の三氏の小野神社に於ける、大伴宿禰の伴氏神社に於ける、信濃人の諏訪神社に於ける等多々あり。第二勳功上の神は建國の際の大功勞者を始め會津以北の越王神社、全国各地方の天滿宮、又靖國神社、別格官幣社、土地の開墾殖産工業等利用厚生の道を開かれたる非凡の神等にて、其神社は祖先の徳を追慕崇敬する念慮より起りたる所にて、國民の祖神に對する孝道、即ち報本反始の道を盡す靈場たり。第三信仰上の神は、世界萬國到る處に有する神にて

何れも神話として研究せらるべき範圍のもの、太古に於て人の生死に對する觀念、山川草木の變化、日月の光闇等、其然る所以を知らざるまゝに生ぜし驚奇、恐怖の念より贖罪的、畏怖的の祭祀となりしものにて、基督教の所謂神も佛教の佛も、一面より觀れば此種に屬する神にて、第一第二の神とは全然趣きを異にす、而も此神は極めて尠く、其多くは儒佛渡來後に現れたる神社なり。されば皇國の神社としては第一第二の神は國體保存上益崇敬すべき性質のものにて、第三種に屬するものは、信仰状態の倒起は免かれざるべく、皇國道義に關係なきものとす。

此篇の始めに於て、國家特有の道義の盛衰は、一國興亡にも關するを説き、皇國道義は神社と離るべからざる所とせり。由て以下少しく述ぶ所あるべし。
 國家精神の統一 各氏族の氏神は皇室及國家に忠勤を盡されたる方々なれば、甲の氏子も乙の氏子も競ひて、祖先たる氏神の徳に耻ぢざる様に、又我家の系統を潰さざる爲に、氏神を敬し、家系を重んじ、氏神の徳に則りこれが實現を務む。而して其目的の中心は、皇室國家の御爲めと云ふに外ならざれば一致せざるを得ず、此國家精神の統一や實に氏神と氏神とが、氏子と氏子とを結合せ

らるゝ所なれば、神社は國民の國家的精神を統一するの大磐石なりと謂ふべし。而も此統一や宗教的同胞心以上なりとす。

忠●君●愛●國● 書紀一書に天照大神、彼の胸肩の三女神を降し給ふ折に、天孫を助け奉り、天孫の爲に祭れと勅し給ひし事見え。古語拾遺を見るに、皇孫を降臨せしめ給ふに當り、天照大神高皇產靈尊相語りて三種の神器を授け、寶祚の無窮を祝し給ひ。次で勅し給はく、吾は則ち天津神籬及天津磐境を起樹て、吾孫の爲に齋ひ奉るべし。汝天兒屋命太玉命は天津神籬を持ち葦原中國に降りて、吾孫の爲に齋き奉れ、又二神共に殿内に侍り能く防衛を爲せごあり。斯く皇祖は歷代天皇の御身の上を護るべきを誓はせ給ひ、且國民に忠を盡すべきを諭し給へり。此神勅ありてこそ、古來我國に於ては、皇室國家に事ある時は、必ず先づこれを神社に告げ、或は祈禱し給ひ、事済めば又其旨を告げ奉り、或は報賽し給ひし所以にして、諸外國人の、空想の神に空想の強請をなすとは、月窟の差ありてめでたし。又國民は其意を体し、常時と變事とにかゝはらず、皇室國家の御爲に忠勤せん事を祈る。而して宗教上の神に祈願するは死後の冥福を乞ふ意大なれど、我國にては然らず、吾人の祖先に告ぐると共に、祈る所は祖

先たる神靈に盡し奉る道にして、其精神に大なる別あり。神靈は護らせ給ふを確信し、加ふるに耻ぢざる功績を成さんとす。君に忠に國を愛する上に於て不撓不屈の精神起る宜べなりと謂ふべし。

自●尊●自●重● 我國は神國なり、由て以て三韓支那を敬服せしめき、我君は神にてましまし、我等の祖も亦神なり。我等は神國の國民にして、神を君とし、神の末裔なりてふ自尊自重心は國力發展上如何に力ある事よ。

忠●孝●一●致● 吾人は親に精神的物質的の孝行をなすと共に、親の親と逆上りたる祖先即ち氏神に孝を盡すの道立ち。然して其祖先に大孝を立つるには、氏神を敬すると同時に、祖先の恩義ある天皇陛下に忠勤を盡さざる可からず。祖先の恩澤をかゝふれる陛下は今上陛下の御祖先にましませば、今上陛下に盡すは、やがて祖先の恩義ある陛下に盡しまつるの道にして、又祖先に對する大孝となるなり。是れ天皇の萬世一系にましますと、家族制の發達とより起れる神社の、大なる連鎖となり居れるによる。

義●勇●奉●公● 是れ勳功上の神に對する國民の感念より起れる活力なり。誰か補公其他の忠臣義士を祀れる神社に詣て、尊皇愛國の精神を振ひ起し、君の爲國

るといふ言に、立ててふ言を添へたるなり、されば奉獻の古語は單にマツルなりしなり、彼の延喜式の祝詞にも、宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉とあるは、宇豆の御幣を稱言を竟へ盡して獻るてふ義にて、奉獻の意と、敬語のマツルと云ふ事とを相兼て用ひたるなり、又萬葉にも、山神乃奉御調、萬調麻都流等の詞數多くあり、こは皆獻る意なり、夫は元神を祭るには、御衣、御饌など種々の物を献備し仕へ奉りしによる。畢竟祭祀は、高大なる神徳を崇敬欽慕する爲に、種々珍重の物を献へ、神慮を慰め、厚く禮儀を盡して、これを待ち其恩徳に報い奉るより起れるなり。又マツリと云ふ言は、良行四段活の名詞格にて、マツルと云ふ動詞は待つてふ動詞に關係あり、即ち待つと云ふ語と有りといふ語との複合より成り立てるなり。されば日待月待などのマチも同言なり、又一轉してマツリの波行に活く時は、マツロフてふ詞となるなり、マツロフは服從にて君長に服從敬事するは、神を祭ると同様の義理なれば相近きなるべし。而して政治をマツリゴトと云ふは、我御國の政治は、古來神事を第一とし、祭祀は天皇の天職の如く、上天皇は皇祖の御遺訓に本づかせられ、祭祀を専らに遊ばされ、以て天下を統治せられ、下臣民は、天皇の天職を輔け奉りて、敬神尊祖の念を厚くし、

畏かれ各の御本宗たる皇室の大御趣に服從して、各自其本分を全うせるより是を祭政一致と云へるならん。

祭祀の起源

天神の勅を奉じて伊弉諾伊弉册の二神國土を修理固成し、神人萬物を産生し給ひし時、既に創始せられしならんも、史上に記載する所なければ、微證となすものあらず、歴史に見えたるは、天照大神神御衣を織り玉ふ爲に、齋服屋に在らせられたる時、御弟素盞鳴命の暴行せられし事あり、此神御衣は、天祖の神等に奉る御衣服料にて、後世の四月九月の神衣祭の起源なり、又大御神、新嘗聞食したる事あり、これ又今の十一月行はせらるゝ新嘗祭の起原にて、此二つは祭祀の事物に見えたる始とす。さて後天照大神、其弟須佐之男命の御荒びを怒り給ひて、天岩屋に御隠れ遊ばされたる時、諸神憂ひ給ひ、種々に謀議を凝らし、其御怒を解き奉らんと、或は根掘櫛に鏡玉青和幣白和幣など取着けたる太御幣を捧げ、或は太祝詞を奏し、宇氣槽を踏とらしかし俳優をなし、庭燎をたき、大御神を慰め奉れる事あり、是れ普通の祭祀と異なる所ありと雖ども、

今の祭典の儀式は、皆此時の作法に準據したる者にて、實に祭典儀式の起原とも謂ふべきなり。此際太祝詞を捧げしは齋部氏の祖太玉命にて、後世迄中臣齋部の二氏大政を輔佐し奉ると共に、神事を掌りたるなり。此他に見えたる伊弉諾命の日若宮に止り給ひ、須佐之男命の須賀宮に宮居せられ、大國主神の出雲杵築宮に、大物主神の三輪に宮居し給ひたる等は、自ら宮居し給ひたる、換言すれば畢竟自己の邸宅を相されたるに過ぎず、後には其末裔の鎮祭する所となりて、神社とはなりたれど、祭祀と見るべくもあらず。降りて天孫降臨の時、天兒屋命太玉命天神の勅を奉じて、天津神籬、天津岩境を起し樹て、天孫の御爲に奉齋したるにて、所謂後の神祇官に有たる八神殿の始めなり。さて後神武天皇の御世に至り、物部氏の祖可美真手命、天皇及び皇后の御爲に御魂鎮めの御祭を仕へ奉れる事舊事記に見ゆ、これ十一月の鎮魂祭の起原にて、又古語拾遺には、此御世に天宮命が大殿祭、御門祭をせられたる事見ゆ、此等は後世の恒例祭の物に見えたる始めなるべし。又臨時に行はれたる御祭は、彼神武天皇の御東遷の砌、兄磯城を討ち玉ふとて、丹生の川上に天神地祇を齋き祭らせ玉ひ、又御平定の後、靈時を鳥見の山中に設けて、皇祖天神を御祭り遊ばされ

たるなぞや起原とも見るべき。又墓前にて神靈を祭りたる事あり、伊弉諾尊の神崩坐せるを、紀伊國熊野の有馬村即ち今の花窟の所に葬し奉りたるを記して、土俗祭此神之魂者、花時以花祭、又用鼓吹幡旗、歌舞而祭矣、と日本紀に見えたる、これぞ後世の靈祭の始なるべき。以上に於て、
 神衣、新嘗、鎮魂、大殿、御門、諸祭と靈祭との起原を説けり。
 軍神祭 天孫降臨に先ちて、經津主神、建御雷神に天穗日命の御子天夷鳥命を副て天降らしめ給ふの時、經津主命親ら齋主と成り、御軍必ず勝ちて天神の勅命を果し、其成功を速に遂げん事を祈る爲め神祭し給へり。之を軍神祭の起原とす。

大祓 神武天皇國土を平定し給ひ、畝傍の根原に宮造りし給ふ時、太玉命の孫天宮命をして經營せし給ひぬ。されば天宮命は手置帆負命彦狹知命の孫を率ゐて、紀伊國に往て木を伐採せ、伊弉許理度賣命の孫天五百原命天麻比止都命の孫阿多根命に仰せて、御鏡雜乃斧及著鐸を作らしめ、天櫛明玉命の孫に御祈玉を作らしめ、又別に天宮命は天日鷲命の孫、手置帆負命の孫とを遣して、木綿麻及織布を作らしめ給ひぬ、此時天宮命安房國に天太玉命天比理刀咩命の社を

建て齋き祭らしめ給ひ、又手置帆負命の孫矛竿を造り、諸物調ひしかば、天宮命大幣を造り中臣天種子命天津罪國津罪をまぎて、天祝詞を奏して國の大祓を爲し給ひける。これやがて大祓の權輿となれるなり。

大嘗祭 新宮成りて遷り給ふや、神武天皇は天種子命天宮命をして神事を行はしめ給ふ。こゝに二柱の命は天津照の鏡劍を正殿に安置し奉り、同殿同床以て齋き給ふ。

除蝗祭 神代に於いて大地主神、田を營ぐるの日に當り、牛の肉を以て田人に食ましむ。御歳神怒りてこの田に蝗を放ち、苗葉を枯れ損せしめき。茲に大地主神、片巫肱巫をしてトはしめ給ひしに、全く御歳神の祟りなりしかば、白猪、白馬、白雞を献じて之を謝し、かつ豊稔を祈請せらる。依りて御歳神之に教ふるに禁厭の法を以てせられしが、果して苗葉舊に復し、年穀稔る。これ今神祇官に於て、白猪、白馬、白雞を以て、御歳神を祭るは、これが縁なりと古語拾遺に見ゆ。これ除蝗祭の起因にして、御歳神を祭るに白き、猪、馬、雞を以てするも亦之に縁因す。然るに後世この料なきを以て、その形を繪きて献れる事となりしが、今日額殿にある繪馬などの起源となりしなり。

祈年祭 神武天皇の八年二月、祈年祭をとり行ひ給ふとて、天種子命太幣帛を捧持して、天照大神御年神を始め奉り、天神籬に坐す八前の大神坐摩御門生島神等に到るまで祝詞を奏し。尙又高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾富の縣の神、飛鳥、石村、忍坂、長谷、畝火、耳梨の山口に坐す神等、吉野、宇陀、都祁、葛木に坐す水分神等、天下四方の天神社國神社にも宇豆の幣帛を奉り賜ひて、嚴肅なる御祭をなし給ひき。

鎮火祭 日本紀一書に曰く、伊邪那美命火の神を生み給ひて、美保止を燒え給ひ、岩隠りし給はんとするに當り、心さがなき子を生み置きぬれば、この御子の荒び給ふ時に、水神瓠、川菜、埴山姫鎮め奉れとて、四種の物を生み給ひぬと、これ鎮火祭のある所以にして、神武天皇八年六月始めて鎮火祭を行ひ、火産靈神を齋き祭り給ひき。

道饗祭 全年全月障神祭をも行はせ給ふ、此は船戸之障神祭にして、道饗祭の濫觴なり。

風神祭 崇神天皇の御代數歲暴風雨の害あり、陛下の御夢に天御柱國御柱の神を祭れよとありしまゝ御祭りし給ふ。これ後世風神祭をなす起原となりしなり。

祭祀の沿革

十四

太古 祭祀は即ち祖先を祭るより出たれば、始めは別に宮殿と云ふべきものなく、只墳墓の前に供物を捧げ祈禱を行ひ、又神籬とて四方に樹木を茂らして神籬の坐せしより日室木の稱ありき。後には神鏡劍璽等の神器を藏めんが爲、これを玉籤と云ふ、柳は楮、櫛、木犀、龍眼木など神供の木の總稱なりしを、後には龍眼木に限りサカキといふこととなりぬ。次に杖篠弓劍其外種々の布帛飲食物を供ふる事、生きたる人に事ふるに異ならず。又鏡、鈴、笠、馬、女神には麻筒、持などを供へ、神事を主ざる者高らかに太祝詞を誦す。而して祭祀に先ちては、必ず齋戒沐浴したり、これ伊弉諾尊が黄泉國より歸り給ひて、其汚穢を洗ひ清め給ふとして、潮水に浸たりて身滌したまひしに始り、禊祓を行へば肉体の汚穢を去るのみならず、胸中の罪障をも滌き得しなり。

韓地服屬の世 敬神の念は年を経るに従ひて深く、崇神天皇神器と室を同じくするは神威を漬す畏ありとて、別に鏡劍を模造して正殿に置き、神授の鏡劍は

大和國笠縫邑に奉齋し、又天社國社を定め給ふ、神宮と皇居とこれより別れたり。垂仁天皇の朝に到り更に伊勢國度會の五十鈴川上をトし、鏡劍をこゝに遷し奉り天照大神の祠を建て給ふ、宇治内宮是なり。又弓矢刀劍の類を諸の神社に納め、神地神戸をも定め給へり。雄略帝の朝に豊受大神を丹波より伊勢の度會に遷座し給ふ、山田外宮これなり。天皇と神祇と既に居を分てり、又物を別たざるべからず、されば履仲帝の世に齋藏の外に内藏を建て、官物を收めて神物と區別せられぬ。蓋し太古神を祀るに祭場として、土を築き籬を繞らしたりき、之に次で屋内にも柴を立て繞らして神籬を造り、又神器を据ゑて齋ひたる許りなりけんを、此頃より鏡劍などの神種を藏め、又弓矢刀劍等の神器を貯ふるため、別に殿を建つる事とされるなり。而して大事は漫りに人智を以て臆測せず、神意を伺ひて是非を決せり。當時裁判の法に探湯と云へるあり、釜中の湯を煮沸し、是非の明かならざる人をして、沐浴齋戒して神に盟ひ、各々手繩して、更るく釜中の湯を探らしむ、正しき者は其手繩も損傷せず、偽る者は直に焦爛す。或は斧を火の色迄焼きこれを掌上に載せ試むる事もあり。應仁天皇の朝、武内宿禰が弟甘美内宿禰に誣ひられたる時も探湯によりて曲直を折め

たりき。又崇神天皇は三皇子の夢をきゝて皇嗣を定め給へり。
 ●●●●●●●●●● 佛敎渡來の世 此時代に至る迄は、我國民の觀念には、最も畏れ敬ふべきを天神とし、天皇は其裔におはすものなれば、従うて最も畏敬し奉らざるべからず、天位は天神の宗家の繼承するものにして、他の敢て覬覦すべからざるものとせり。天神に次ぎて國神あり、その他衆人の神として祭祀せしものには、其祖先あり、勳功偉業を奏せし古の人傑あり、抑も又造化の神あると雖ども、皆報本反始の意に出でしものにして、未だ一の宗教として見るべきものなかりしなり。然るに韓人との交通益々頻繁なるに及びて、この報本反始の敎の外に、一の宗教を傳へ來りたり。そは佛敎とす、繼體天皇の朝には、蕃神として奉ずる所なかりしが、欽明帝の朝に於ての二回目の渡來に當り、奉ずる所あり、稻目、馬子、厩戸皇子によりて、大に盛なるに至れり。而して神道と佛敎とは衝突の觀なきにはあらざれど、朝廷にては佛敎を崇信せるが爲に、神祇の祭祀を忽諸にせられたる事はなかりき。我朝廷の佛敎を入れしは神道に於ては死後の世界を深く論ずる所なけれども、佛敎は未來に關して幽玄なる理を以て説くものなれば、死後の事を依頼するには、佛敎に依らざるべからずと信したればなり。欽

明天皇の朝に天下大に風吹き雨荒びたりしかば、これを卜はせ給ふに、加茂の神の祟なりとありしかば、四月吉日を消してこれを祭らせ給ひき。その後五穀豊かに稔りぬ。これより瑞として例年四月を以て此神を祭らる。後世盛なる加茂祭は此時に緒を開けるなり。そも加茂社は山背國加茂川の邊にありて、別雷神こゝに鎮座ましませり。

●●●●●●●●●● 寧樂時代 前期以來佛敎は益隆盛に趣きしと雖ども、神祇崇拜はいかでか一朝にして失はるべき。我國體は祭神を基としてなりぬ、天照大神及び其他の諸神は實に天地を開き、人獸草木を造り給ひし神にして、上下一般之を祭ることを怠らず。神祇を祭るは即ち國家の最大の業、私民の第一の務なりき。されば佛敎傳來は敬神の心に關係なく、大化の改新、大寶の制令にも、神祇官を太政官の上に置かせられ國體の本末を明かにし、四季時々の神祀は常に怠らせらるゝ事なし。天武帝の十三年に神寶を伊勢兩大神宮に奉つり、いつしか廢れし齋宮を興して、皇女大來内親王を齋宮とし、詔して二十年毎に兩宮を改造し、遷宮の式を行ひて永式と定め給ひぬ。一家に於て氏神を祭るには氏の長、一家眷屬を率ゐてこれに従事し、絶えて其儀を蔑ろにする事なし。其外、凶を掃ひ吉を

祈る等、一舉手一投足の些事にも神に祈りて其靈驗を希ふ風習なりき。かく神道の普く上下に行はれしかば、いかで佛教弘布の道もがなご、僧行基は本地垂迹の説を立てぬ。因て以て合一されたる後の神道は、後世兩部神道と稱せり、而して茲に今日の迷信と宗教臭味の基を作ら出せるなり。一方に於ての、祭祀制度は如何なりしか、朝廷は定めて大中小とせり、一月齋する大祀と云ひ、三日齋する中祀とし、一日齋するこれを小祀となす。大祀には散齋一月致齋三日、散齋の間は諸司事を理する事常の如し、只喪を吊ひ、病を訪ひ、肉を食ひ、音樂を作し、穢惡の事に預るを禁ず、又刑殺を判じ、罪人を罰するを得ず。致齋には何事をも止めて祭祀にのみ従事するなり。當時朝廷にて毎年期を定め行はれたる祭祀は左の如し。

仲春 祈年祭 歳災作らず、風雨順に、五穀豊熟ならんが爲なり。

季春 鎮花祭 大神、狹井二祭なり。春花飛散の時、疫神分散して瘧を生ずるを鎮遏せんが爲に行はる。

孟夏 神衣祭 伊勢神宮祭をいふ。

三枝祭 率川社の祭なり、三枝花を以て酒罍を飾りて祭を行ふ。

大忌祭 廣瀬、龍田二祭なり。山谷の水變じて甘水となり、苗を浸潤して穀物よく稔らんことを欲するが爲なり。

風神祭 これも廣瀬、龍田二祭なり。暴風起らず、稼穡全からんことを祈る。

季夏 月次祭 庶人の宅神祭の如し。

鎮火祭 宮城の四方の外角にて下部等火を鎮つて此祭を行ふ、火災を防がんが爲なり。

道饗祭 下部等京城の四隅の道の上にて祭をなす。鬼魅の外より来るを京師に入れざるが爲に豫め道に迎へ、これを饗して歸らしむるなり。

孟秋 大忌祭 風神祭とを行はるゝこと孟夏に同じ。

季秋 神衣祭

仲冬 上卯相嘗祭 大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛木、鴨、紀伊、日前等の神を祭る。

下卯大嘗祭 中の卯あれば其日せらる。

季冬 月次祭 鎮魂祭 道經祭 季夏に全じ

此外即位大嘗祭の重んぜられたるはいはずもがな、其大略は次期に記すべし。私祭にては藤原氏の榮ゆるに従うて、春日祭も盛なりき。六月には靈龜二年以來、神今食を修せらる。其晦日には大祓をなす、東西の文部祓刀を上つり、祓の詞を讀み訖りて、百官の男女、祓所に集まり、中臣祓詞を宣り、卜部解除をなす、其時中臣の宣る大祓の詞は天智帝の朝の末より天武帝の朝までの間に作られたるものなるべく、文詞高遠にして絶妙、後世これを種々の祭祀に適用す。十二月晦日又この事あり、民間には月次祓の祭あり、氏神の祭あり、或は春時耕耘の時、田地の神を祭り、秋季收穫の時、新嘗の祭を行ふ。氏の長者は其氏の男女を率ゐ、郷の長者は其郷の老幼を集めて祭祀をなすなり。祭祀を行ふ様は太古に異らず、神籬を立て、神座とし、こゝに神靈を請す。さて神を祭るさまは、大伴坂上郎女が神を祭る歌に、

久堅の天の原より 生來し神の命 奥山の賢木の枝に 白香つく木綿取付け
て 齋瓮を忌ひ穿居る 竹玉を繁に貫き垂り 猪じ物膝折り伏せ 手弱女の

押日取懸け 斯くだにも吾は祈らむ とあるが如し。

平安時代 最澄、空海等佛教を旺盛ならしめんが爲、行基が神佛同體の説を進めて、本地垂迹の教を大成し、東大寺に宇佐八幡宮を請じ、鹿島社に神宮寺を建て、其他諸國の大社に神宮寺の附屬するありて、遂に伊勢神宮にも作るに至れり。此結果神號と佛、菩薩、權現等の稱とを混するに至りぬ。其重なるを舉ぐれば、天照大神は本地、大日如來、加茂住吉の兩神は正觀音、春日の神は釋迦、松尾の神は毘婆尸神の垂迹といふが如し。後世神を祭るに、佛教の祈禱の風を交ふるもこれが爲なり。初め神社の制は太古高貴の屋制に似て、屋根は茅葺を以て葺き榑木堅魚木を上げ、柱楹に色を施さず、牀を高くし、神籬を繞らし門(後の鳥居)を構ふるのみにて清高簡潔のものなりしを、神佛同體の説行はれては、何時しか佛寺の趣味を混じ、社内に僧房を設け、寶塔鐘樓を建て、瓦を以て葺き、柱楹に丹堊を施し、神前に燈籠を列ね、佛寺の三門に倣ひて樓門を設け、左輔右弼の二王に代へて隨身を置ける隨身門を建てぬ。されど伊勢の内外兩宮のみは千百年の久しきを経るも、これに化せられずして舊態のまゝ、今に傳れるぞ、いともかしこき。かく佛教隆なりと雖ども、神道の行はれたる

事古に譲らず、殊に朝儀祭式の如きは敬神の法を守りて太古の風を失はず、大嘗會を始め諸の儀式には、往々法師を忌みたり。伊勢大神宮の尊崇せられたるはいふ迄もなし、特に神名帳の編成あり、延暦遷都以來、加茂の社は新京の城隍神に當れるを以て、これを敬ふ事殊に深く、弘仁二年嵯峨天皇は有智子内親王を加茂の齋院とし、伊勢齋宮の次に置き給ひ、これより御代の更まる毎に新に齋宮齋院を立てらる。石清水八幡宮は貞觀年中僧行教の神託を奉じて筑紫宇佐より山城男山に遷し、所にして、武勇の神として歸依せられ、其他の神社にも世に尊崇せられ、其祭典の官にて行はるゝもの尠からざりき。中に就て、大嘗會の事を記すべし。

大嘗會は大祀なり。大中小の祭祀の事は既に述べたれば略しぬ。今延喜の式制を見るに、大祀は大嘗祭のみにして、中祀は祈年、月次、神嘗、新嘗、加茂の祭、小祀は大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、園、韓神、松尾、平野、春日の祭なり。さて大嘗祭は天皇七月以前に即位し給へば當年、八月以後なれば翌年これを行ひ、日は十一月下の卯を用ふ。先づ悠紀主基の國郡の卜定あり、此撰に預りたる國司、大嘗の事を奉行し、其郡より大嘗に用ふる

酒飯料の稻實を奉つる。其中悠紀は天神を祀り、主基は地祇を祭るなり。九月には齋場を作り、こゝにて神事の服を織り、悠紀主基の兩國及び其他の諸國より奉りたる供物をこゝに貯ふ。十月には諸國に使を遣して大祓をなさしめ、天皇も親ら川上に臨幸ありて禊を行はせ給ふ、これを御禊の行幸と云ひ、淳和帝以來は多く加茂川の邊に於て行はれき。十一月に至れば祭も近づきぬ、前だつ事七日許りにして大嘗宮は造り果てぬべし、この宮分つて二區となし、東を悠紀院、西を主基院と云ふ、共に門は笹を編みて扉となし、柴を列ねて垣となす、殿の柱梁は黒木を用ひ、青草を以てこれを葺く、床はなくて地に束草を敷き、其上に竹簀を置き、簀の上に席を列べ、御坐には白端の御帖を布く、器物は白木造りの物、及び盃盤などには多くは葉盤を用ふる習ひにて、すべて上下簡潔にして質樸なる風を更められざりしこと知るべし。かくて下寅日迄には内外の諸事すべて整齊し畢んぬ。大嘗祭の當日には戌の刻に天蹕始めて警し、廻立殿に臨みて御湯を供奉し給ふ、その事終りて主殿官松明をかゝげて迎へ奉り、大嘗宮に入らせたまふ。先づ悠基殿に入りたまふ間、吉野國栖、古風を奏し、悠紀國司、歌人を引いて國風を奏し、諸部古詞を奏し、群官拍手歌舞す。さて悠

紀御膳を薦め奉り薦享のこと訖りて後、廻立殿に歸りたまひてまた御湯を供奉し、御服を改めて主基殿に入らせ給ふ、其儀式悠紀殿に於けるが如し。辰、己、午の三日には天皇豊樂殿に臨み玉ひて饗を諸臣に賜ひ宴會の儀あり、舞樂には國風、和舞、田舞、久米舞、吉志舞、大歌、五節舞を奏す、叙位賜祿あり、訖りて解齋をなし、祓を行ふ。

鎌倉時代、人民の敬神の念は古に異らず、平清盛神威を忽諸にして、使者を伊勢神宮の神領に入れて、兵糧米を課したりしかば、此兩三年中に其禪門及び子葉孫枝必ず敗滅すべしといひ合へりしが、果して其言の如くなりしかば、頼朝は其覆轍を稽へて神宮に新加の神領を奉り、神役の對捍をなす者を誡め、凡そ我朝六十余州は立針の地も猶伊勢大神宮の御領ならぬ所あるべからずと令したり。鎌倉幕府施政の主旨は、政略の上よりも常に敬神の主義を發表し、成敗式目の初めには顯はに其旨を奨勵したり。平氏滅びて安藝の嚴島神社昔日の如く盛ならず、源氏起りて鶴が岡八幡宮築え、武人之を弓矢の道の祖神と崇めたりき。

室町時代、神道は元來我國民が敬神の念より生じて、別に教理を立て、他人を

誘導するが如き事なかりしを、中古兩部習合の説行はれしより、遂に一種宗教の體をなすに至りたりき。此時代、後土御門帝の朝に吉田神社の祠官ト部兼俱、其祖兼延の説とし稱して唯一神道を唱へ、神道は根本にして佛敎は枝葉なりと説きて大に世人の耳目を聳動せしめたり。此説が世人の注意を惹くに從ひ、敢て我敬神の風を増損することはなかりきと雖も、神道彌々宗教の範圍に陥りて、遂に本源の旨を失へり。斯くの如く神道は一派を開きたりと雖も、諸國の神社は戦亂の爲に敗類し兵燹に焚けて迹を失ひしも少からず、伊勢大神宮が二十年一度改修の制も廢れて修造せざる百有余年に及び、坂廢甚だしかりしを、此期の季、尾張の尾慶光院自ら請うて諸國を勸進し、漸く内外兩宮を改築したりき。織豊時代、織田豊臣の二氏は、宗教の信仰にはあまり重きを置かざりしが、延暦寺の如き、石山一向宗徒の如き、比叡山僧房の亂倫の如き一度信長の眼に映じては國賊として燒毀したりき。然れどもこは信長の政治的方針のみ。翻つて皇室に對するの態度はいかにその京師に入るや皇室を尊敬し、禁裏を造營して尊皇の主義を鼓吹したりき。秀吉また信長の跡を繼ぎて、宗教には冷淡なりしかど、信長の佛に對するが如く、秀吉も亦耶穌を惡みて、その寺を毀ち、宣敎

師を放逐し、以て『日本國者神國たる處、きりしたん國より邪法を授候儀甚以不可然事』と令したりき。これ亦天下經營の一策とは雖ども、役人を置きて神社、佛閣、僧祝等の事を管せしめ、また祠田、寺田の數を録進せしめたるが如き、尊皇の意と相俟つて、神祇崇敬の念慮も殘からざりしなり。殊に武神を崇敬したるが如きは、武將として無理ならず、その岩清水八幡へ金の槌を奉獻したりといふが如きは、以て一例と爲すに足らんか。一死以て君恩に報せんとする武人の如きは、尤も弓矢の神を尊崇して、その冥護を祈誓したりき。殊に自郷の産土神をも深く崇信して、その土地とその神とその人とは離るべからざる關係を有するが如く思惟したりしなり。この念や既に源平時代に初まりしものと如し。那須野與一扇の的を射んとして、八幡大菩薩を念じ、我が國の神明を念じ、日光の權現、宇都宮、那須の明神を念じたりしが如きはその例なりとす。鎌倉時代には鶴岡八幡宮を造營して、源家の祖神と祭り、伊豆、箱根兩所の權現を鎌倉武士の崇信するものとしたり。北條氏の如きは貞永式目を發布するに當り、之に違ふものは梵天帝釋、四大天王、惣日本國中六十餘州、大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神の神罰冥罰を蒙

るものとして起請したる事ありき。その後暗黒時代を通じて、江戸時代に於いてもなほこの起請文は盛に行はれて、伊豆箱根兩所の權現を入る、事とはなれり。いま國幣中社生島足嶋神社に傳ふる處の、武田廿四將の起請文の如きは、實に有名なるものなり。蓋し起請文の如きは、全く武士道の美にして、精神二なきを示し、弓矢の神に對して、恥辱を蒙る事なきを誓ひたるものなり。されば武將武人の、尤も多く武神を崇信したりしを知るに難からず。其他民間敬神の風は異ならずといへども、迷信に傾く事多きに居れるもの、如かりき。

江戸時代 神祇崇拜は、深く人心に彫りつけられつ、至る所氏神のなきはなし。抑も神道は寧樂平安の世より兩部神道と云ふ神佛混合の姿となりて、永く世に行はれ來りしが、室町の世延徳の頃、卜部の家に吉田兼俱なる者あり、唯一神道を弘む。唯一は兩部に對したる語にして、神代より相傳して敢て佛法を交へずと云ふ意に出でたれど、其實は天台の教理儀式を用ゐたること多かり。此時代に至りて白川家累世神祇伯となり、兼俱の子孫なる吉田家は神祇權大副たりしが、其勢却て白川家より高く、世に神道の統領と仰がれぬ、寛文延寶の頃、吉川帷足一魚商より起り、吉田家の支派なる萩原兼朝に學びて一流を起し、大

に世に用ゐられぬ。同じ頃伊勢外宮の神官に山口延佳なる者あり、周易を附會し、神代のことをすべて易理を以て説きたり。山崎闇齋また同時に出で、朱子派の儒學を修めしが、吉川氏の門人と論諍し、辞屈して惟足の門に入り、又延佳の説を探り、吉田家にも出入して、所謂垂加流といふ神道の一派を開く、其説甚だ附會にして、神代を説くに宋儒の性理大極陰陽五行の説を以てしたり。これ等は佛教の臭味を除きたりと雖ども、代ふるに支那の儒學を以てしたれば、ひとしく外邦の影響をうけて、神代の昔に遠ざかりたるものなり。是に於てか我國の古書を研究して純粹の國風に復せんとするもの出づ。古學復興は僧契沖、荷田春滿、加茂眞淵等より、本居宣長に至つて大に備はり、平田篤胤これを受けて、専ら佛教儒學を排斥せんことを力む。此一流に由て、寧樂朝以來暗雲に鎖されし祭祀の道は、明になりぬ。而して神道末派には天保年間、武藏梅田村、神明宮の神職井上正鐵、唯一根源の神道と稱して一流の教を説き、信徒をして頻りに「とほかみゑみため」の語を唱へしむ。正鐵は邪教を以て人を欺騙すこと、三宅嶋に流されたれども、猶其説を信する者多かりき。天輪教も此類にて同じ頃、遠江の人安井善兵衛といふ者これを弘め、十二下り御神樂の歌とて卑

俗なる歌をうたひ、舞蹈して神を祭れり。

吉田家の唯一神道は神典を説き、儀式を重ねて、加持祈禱をなす。延佳、垂加の理學を混じ、又宣長篤胤の古學を興し、が如きは、一派の學問に傾き、天地開闢、神祇成立などの教理を研究するを専務とし、稍や儀式を輕んぜり。世人は高尚なる教理を解せず、在來の信仰に慣れてこれを改めず、俗間には兩部及び唯一神道の儀式専ら行はれたり。古き佛刹の傍に鎮守の神祠あり、神社を掌るに別當の僧侶ありて、神佛混合の体なる事古に變らず。唯一神道といへども、神道護摩、神道加持、神道灌頂、宗源行事など、其儀式は皆眞言の行法を學びたるものにして、十八神道といふ務も眞言の十八道に擬して、鳥居を白布にて巻き、櫛を櫛に代へたるまでなり。六根清淨祓詞とて神道家の唱ふるものも佛法より出で、眼耳鼻舌身意の六根を汚す塵埃を拂ひて、煩惱を斷たんと務むるなり。祓詞を唱ふるにも、千度の祓、一万度の祓など、て復誦するは、もと佛家の千部万部の讀經、百万遍の念佛、千卷陀羅尼などより出でたる風なり。また神前にて神子の鈴を振るは、佛家の修法に金剛鈴、錫杖などを振り鳴らすを學び、神拜祈禱に印を結ぶは、眞言の徒が印契を結ぶより來れり。

都市には數町の間に、村落にては一村一郷、概ね鎮守の社あり。これを産土神または氏神といひ、其部民を氏子と稱す。産土神と氏神とはもと同じからず、一は産地の神にして一は氏の祖神なるを、姓氏の不明となるにつれ、混一するに至れり。又神棚を設け朝夕參拜せり。世泰平なりしかば、靈社大祠を巡拜する事流行し、伊勢の御蔭詣、駿河の富士詣、相模の大山詣、信濃の御嶽詣、讃岐の金毘羅詣などの類多かり。

佛教の傳來と共に、昔年祖先が深く崇拜せし神々を忘れ、且つ新に種々の神佛を迎へて祭祀するもの多くなれり。例へば火難に秋葉三尺坊、延壽に多賀の神、祈雨に伊勢多度の一目龍、姻嫁に出雲大社を信せるが如し。さて出雲の大社の社頭に毎年十月天下の諸神を會し衆民の姻縁を議り定むといひ傳へ、諸國の神社に神おはさねばとて、此月に神無月の稱を與ひたり。又商家は一般に福德の神として夷子大黒天を信す、蓋し夷子は大國主神の御子事代主神にして、大黒天は大國主神なるべきを、夷子は伊弉諾尊の子蛭子なりといひ、大黒天は印度の神、摩訶迦羅天の變体なりとせり。傳へいふ、大黒天には八萬四千の眷屬あり、これを供養せば、貧窮を轉じて大福長者となさしめんとなり。夷子、大黒

を二福神といひ、これに毘沙門天、辨財天、福祿壽星、壽老人、布袋和尚を加へて七福神と稱す。また福助、お多福とて奇相の男女の像を多福多幸の者なりとて崇敬し、往々これを神棚に飾る。醫師は神農黃帝を祭り、また大己貴命、少名彥命の二神を祭る、これ漢土、日本の醫藥の道の開祖なればなり、學者は菅原道真を文道の祖として崇め、工匠は聖德太子を祀る。武人の八幡社を弓矢の神とすること猶古の如く、酒戸は特に京都なる梅宮、松尾の神を祠り、水夫は船玉宮を拜す、船玉とは支那にて宋の太宗の時、漁人の女の昇天して雲中に聲を發し、我は觀音の化身なり、今昇化す。是より普く海運を護せんといひしより、これを船玉宮と名づけたるなりと傳ふ。其他痾病癘疾の平癒に靈驗ありと云ひはやされたる神多く、其信仰殊に甚し。信者が最も切實なる祈願をなすには、參籠又は御籠りと稱して、一七日乃至三七日が間齋戒し、神殿に籠居して神験を乞ひ、或は寒垢離と稱して、凍寒凜冽の天に裸体のまゝにて水を頭上より澆ぐこと數十桶に及ぶ。或は跪足參り、百度參り等をなせり。

京畿には平安時代以來、祇園牛頭天王、春日、八幡、三輪等の神を傳へ祀り。江戸には日蓮宗の流布と共に帝釋天、鬼子母神、百八十番神等を尊信す。諸國

には八幡、牛頭天王、稻荷等多し、新社は禁制の定なるにかゝはらず、社の數は年々多くなりて、中流以下には不明なる神を信するもの多くなりぬ。

明治の世 還原の時代なり、改善の世なり。神社は皇室と相伴ふもの、今や皇室の御繁榮の時、久しく暗雲裡に葬られし祭祀の、光輝を放つべき秋は來れり。その官國幣社の制を布かれ、有功の臣も別格官幣社に奉齋せられ、新領土には大國魂神、大己貴神、少彥名神を祭祀せる札幌神社、臺灣神社の如きありて、國風頓にあがる。殊に殉難殉國の士を祭れる靖國神社の如きは、最も注意すべきものなりとす。其他神社局は宗教局と分離し、皇典講究所、全國神職會、神社協會等の設置を見るに至れり。左に宮中に於て行はせ給ふ祭祀中、帝國の祭日と定められたる當日の、御儀式を記すべし。

宮中祭祀抄

四方拜 午前第四時宮内省官員、神嘉殿の前庭に豫め設られたる屋の中央に、寶薦を敷き御屏風二雙を立廻して御座を設け、陛下には午前五時三十分維新前には寅刻たりしなり先づ綾綺殿に出御あり御束帶を著させられ、御手水、御劍、

御裾、御草鞋、御笏等は從侍奉仕し、掌典長の御先導にて御設の御座に進ませ給ひ、先づ神宮を始め奉り天地四方屬星山陵を拜し給ひ出御あらせられざる時は御代拜の儀なし御拜畢つて、賢所、皇靈殿、神殿を御拜あらせらる。

元始祭 歳首に當りて、賢所、皇靈殿、神殿を御親祭あらせらるゝ御儀にして、明治の御代より重き例を開かせ給へり。一月三日午前九時、御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床し、賢所、皇靈殿、神殿を開扉し、賢所、皇靈殿には折敷高杯六本立折櫃廿合酒二瓶の神饌を、神殿には飯餅海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜菓作菓鹽水(御盃)以上十一臺の外に酒二瓶を供し、御幣物には錦一卷紅白絹各一匹晒布二端以上一臺宛を供す。時刻に至りて親王王殿下大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官府香間祇候錦雞間祇候著床し、陛下には一時綾綺殿に出御御束帶を著させられ御手水の後掌典長御先導にて、賢所始め御拜の御座に進ませられ、御玉串を奉り給ひ、御拜御告文(御親祭の山を告給ふが故に御告文といふ)を奏し給ひ畢つて入御あらせられ、次に皇后陛下御玉串を奉り給ひ、御拜畢つて御退下、次に親王王殿下を始め奉り著床の諸員宮内省奏任官拜禮畢つて、幣物及神饌を撤し閉扉して各次退出す。正午十二時より式部職官

員再び著床し、賢所、皇靈殿、神殿を開扉し同時より午後一時迄、伯子男爵従二位以下及勳二等以下並に神佛各宗派管長參拜し、次で奏任官のもの參拜し、次で寺院住職參拜し、一時より二時まで判任官准判任及判任待遇のもの參拜するを許さる。

孝明天皇祭 一月三十日は明治改暦の後、孝明天皇崩御の日に當るを以て、皇靈殿に於て御親祭を行はせらる。先づ當日午前八時より御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床開扉して調理の神饌飯餅海魚川魚鳥海菜野菜鹽水(御盃)及酒二瓶を供し此間奏樂祝詞を奏して後神饌を撤し閉扉し此間奏樂各員退出して御例祭朝の次第を畢る。

更に午前九時より御親祭あり。式部職官員著床開扉して調理の神饌飯餅海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜鹽水(御盃)以上十一台及酒二瓶を供し、御幣物には紅白絹各三匹晒布三匹を供し此間奏樂親王王殿下大勳位親任官公爵従二位勳一等一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦雜間祇候諸員の著床あり、陛下には午前十時御東帯にて出御あり御玉串を奉り給ひ、御拜御告文を奏し入御あらせらる、次に皇后陛下御玉串を奉り給ひ、御拜畢つて入御あらせられ、次に皇太子殿下

皇太子妃殿下御玉串を奉り、御拜畢つて御退下。夫より親王王殿下を始め奉り著床の諸員及宮内省奏任官掛判任官の拜禮順次式の如くにして御幣物及神饌を撤し閉扉して此間奏樂各員退出す。正午十二時に至りて式部職官員著床して開扉し同時より午後一時まで伯子男爵従二位以下及勳二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任待遇門跡寺院住職等參拜し、一時より二時まで判任官准判任判任待遇のもの參拜するを許さる。

更に夕の御祭典あり。午後五時式部職官員著床開扉し神饌を供し此間奏樂祝詞を奏し、五時三十分、陛下出御、御拜畢つて入御あらせられたる後に御神樂あり。其神事は略々賢所御神樂に同じ。御神樂の神事畢りて神饌を撤し閉扉し此間奏樂各員退出して、御例祭の次第を畢る。以上の如く宮中にて御祭典を行はせらるゝと共に豫め勅使を、後月輪東山陵に遣はされ、幣帛を奉らしめ、諸陵寮出張所官員をして洗米餅酒海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜鹽水の神饌十一盃を供して御陵祭を行はしめ給ふ。又地方官は縣廳或は最寄神社に於て遙拜し人民も最寄神社に於て遙拜し奉る。

紀元節 二月十一日は、神武天皇大和國橿原宮に即位の禮を行ひ給ひ辛酉の歲

を以て元年と定め紀元を立て給ひたる日に當るを以て、皇靈殿に於て御親祭を行はせられ、賢所をも御拜あらせらる。此御祭典は有るが中にも殊に嚴かにして、先づ朝の御次第は午前八時、御殿の御裝飾を奉仕し式部職官員著床して開扉神饌(孝明天皇祭朝の次第と同じ)を供す(此間奏樂)。畢つて祝詞を奏し次で神饌を撤し閉扉す(此間奏樂)次で御親祭及夕の祭典をも行はせらるゝこと、孝明天皇御例祭の如し。即ち御親祭は午前九時より式部職官員著床して、皇靈殿を開扉し神饌及御幣物(孝明天皇御親祭に同じ)を供し次で親王王殿下以下(孝明天皇御親祭に同じ)著床す。陛下には午前十時御束帶にて出御御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し給ひ次で賢所御拜あらせらる。御鈴の儀あり畢つて入御あらせらる。次に皇后陛下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて入御。次に皇太子殿下並に妃殿下御玉串を奉り御拜畢つて御退下。親王王殿下を始め奉り著床の諸員宮内省奏任官掛判任官の拜禮ありて後御幣物及神饌を撤し閉扉す(此間奏樂以上を御親祭の次第とす。午後百官の參拜あり、即ち正午十二時より式部職官員著床して開扉し、同時より午後一時まで伯子男爵以下(孝明天皇祭の折に全じ)の參拜を許され、午後一時より二時まで判任官准判任官待遇の參拜を許さる。更に夕の御祭典あり

午後五時より式部職官員著床して開扉し神饌を供し(此間奏樂祝詞を奏す。午後五時三十分陛下出御あらせられ御拜畢つて入御あらせらる。次で尊典賢木の枝を人長に授け御神樂の儀あり(人長とは神命を人間に宜ぶるものと喩へらる。而して人長賢木の枝を受け鏡に持ち添へて徐に舞ひ、御神樂は雅樂師奉仕す。此賢木は後に陛下に奉獻するものなりと承はる)神饌を撤し閉扉し(此間奏樂嚴肅なる紀元節御祭典を畢る。又地方官並に人民の遙拜は孝明天皇御例祭の時に同じ。春季皇靈祭。春季祭は毎年春分の日を以て皇靈殿にては歷朝の皇靈皇后皇妃並に皇親を、神殿にては八神並天神地祇を御親祭あらせられ以て大孝を申へさせ給ふ。之を春季皇靈祭と稱し秋季と相對して毎歲兩度必行はせ給ふ所の盛典なり。其御次第は春季皇靈殿祭朝次第、皇靈殿并神殿御親祭次第、皇靈殿祭夕次第の三に分たれ嚴肅丁寧に行はせ給ふ。當日午前八時御殿の裝飾を奉仕するより以下、朝夕祭の次第、御親祭は孝明天皇祭に略同じ。只異なる所は神饌の異れりと御親祭に當り親王王殿下を始め奉り大勳位親任官以下著床諸員の拜禮の後、東遊び(雅樂の一なり。元は風俗歌にて東國の歌を歌ひ舞ふが故に、東遊とは名づけられたり。其記録に見えたるは貞觀年中を始めとし其後賀茂八幡の臨時祭

ても用ゐさせ給ひたることあり。舞人は雅樂師六人皆小忌衣を着用し櫻と山吹の挿頭花を刺し和琴拍手笛篳篥附歌琴持の雅樂に合せて舞ふ。曲に一歌二歌駿河歌求子歌大比禮等ありを皇靈殿の御前にて行はしめ給ふの別あるのみ。
 神武天皇祭 四月三日は豊葦原瑞穗國を平定して皇基を定め給ひたる、神武天皇御例祭日として國民一般誠意を捧げまつる。當日宮中にて行はせらるゝ御儀式、神饌は孝明天皇祭に同じく、東遊を行せらるゝは春季皇靈祭に同じ。只異れるは時間の點のみ。かく宮中にて御祭典を行はせらるゝと共に豫め勅使を畝傍山陵に遣はされ幣帛を奉らしめ給ひ、諸陵寮出張所官員をして神饌を供して御陵祭を行はせ給ふ事も亦孝明天皇御陵祭に同じ。又地方官並人民の遙拜は孝明天皇祭の如し。
 秋季皇靈祭 毎年秋分の日を以て行はせらる。次第總て春季祭の如し。
 神嘗祭 宮中に於て鄭重なる御式典を擧げさせられ國民一般靜肅に敬意を表し奉る大祭日の中にも、十月十七日の神宮神嘗祭は最も舊く最も重き御式典なり。伊勢神宮には豫め勅使を遣され十六日豊受宮に十七日皇大神宮に幣帛及荷前の調絹を奉らしめ給ひ、宮中に於ては神宮御遙拜及賢所御親祭を行はせらる。

地方官並に人民の遙拜は孝明天皇祭の時に同じ。
 神宮御祭典の次第は、往時九月十七日を以て神宮神嘗祭を行はせられたりしが、明治改曆の後九月を十月に改められ其月十七日を以て行はせらる。神宮神嘗祭とは當年新穀の大御饗を、伊勢神宮に供進し奉る御祭なり。御祭典は祭主の司る所にして、宮中よりは別に勅使を遣はされ幣帛及荷前の調絹を奉らしめ給ふ。先づ前日を以て豊受宮に奉り其前夜十五日豊受宮の大前に御神樂此御神樂は神宮司廳より之を行ふを行はれ、皇大神宮には十七日に奉られ其前夜十六日皇大神宮の大前に御神樂を行はせらる。祭主宮及勅使共に一旦宮川に下り同所まで出張の神宮諸員より川原の祓を受け身を淨めて山田に入るは此他の御祭典に於て皆然り。
 神宮の祭典と共に宮中にて御遙拜及、賢所御親祭を行はせらるゝこと前述の如くなるが、賢所は宮城内に在り、賢所の左に並びて神殿あり天神地祇を奉じ、右に並びて皇靈殿あり。御親祭を行はせらるゝに當りて、皇靈殿に並びたる神嘉殿の南庇に四尺の御屏風二雙を立て廻し、其内に鸞鷲二枚を敷き上に御座を設け、陛下先づ綾綺殿に出御あり御東帯を著させられ、神宮を御遙拜あらせら

る皇后陛下は便殿にて御遙拜あらせられ、皇太子殿下、妃殿下の御遙拜亦同じ。賢所には大眞賢木を立て式部職の官員著床し開扉を奉仕し、神饌折敷高杯六本立折櫃廿合酒二瓶を供進す此間奏樂著床の親王王殿下を始め大勳位親任官以下錦雞間祇候等が順を正して起立する間に、陛下には神宮御遙拜畢りて直に賢所の御前に進ませ給ひ御玉串を奉り、御拜御告文を奏し給ひ畢つて入御あらせらる。次で皇后陛下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて入御次に皇太子殿下並に妃殿下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて御退下あらせらる。次に親王以下著床諸員の拜禮宮内省奏任官掛判任官の拜禮ありて後神饌を撤し御扉を閉づ此間奏樂。正午よりは式部職官員著床して御扉を開き、午後一時まで伯子男爵以下門跡寺院住職等の參拜を許され、一時より二時まで判任官准判任判任待遇の參拜を許さる。天長節。十一月三日の天長節は、今上陛下の御降誕日なること普天の百草刈る童も率士の濱鹽くむ海士も知らざるなく、杖を力の老翁より母の膝を枕の幼児に至るまで君が代の千代に八千代にさゝれ石の巖となりて昔のひすまで驅ならんことを祝ひ奉らざるはなし。恭しく宮中の御儀式を記し奉らんには、先づ賢所皇靈殿神殿に御祭典を行はしめ給ふ。當日早旦御殿の御裝飾を奉仕し午前九時

に至り式部職官員著床し、賢所皇靈殿神殿を開扉し此間奏樂賢所皇靈殿には折敷高杯六本立折櫃廿合酒二瓶の神饌を供し、神殿には飯餅海魚川魚海菜野菜菓鹽水(御盃)以上調理八台並に酒二瓶の神饌を供し此間奏樂祀詞を奏し、次で陛下の御代拜進みて御玉串を捧げられ、皇后陛下の御代拜同じく御玉串を捧げられ、次で宮内省勅任官總代の拜禮同奏任官總代の拜禮掛判任官の拜禮を畢りて神饌を撤し閉扉す此間奏樂。蓋し賢所は天照皇大神が「吾を視るが如くすべし」と宣りて、皇孫尊に授け給ひたる神鏡を崇神天皇の御宇に模造し給ひ後之を奉安せしめ給へる古の内侍所にして、皇靈殿は皇祖以來歷朝の皇靈皇后皇妃並皇親を祭らせ給ふ御殿たり、神殿は八神天神地祇を祭らせ給ふ御殿なれば、天長節の御儀式として、賢所皇靈殿神殿に御祭典を行はせらるゝは、即ち陛下御降誕の日に於て先づ天照皇大神を始め奉り皇祖皇宗及皇神等を祭りて大孝を申べさせ給ふ所以なるべしと恐察し奉る。されば臣民一同聖天子の垂れさせらるゝ模範を仰ぎ之を敬し之を體し、各其誕生日に當りて先づ祖先を紀念し其本に報ずることを心掛けなば、曾て陛下が宣らせ給へるが如く「以て忠良の臣民たるのみならず又以て祖先の遺

風を顯彰するに「足らむなり。」

新嘗祭 十一月二十三日に行はせらるゝ新嘗祭は、皇孫尊が降臨あらせられたる時に縁山し、神武天皇元年に行はせ給ひたるより歴朝繼續して變易あらせらるゝ事なく神嘗祭と共に宮中の祭儀式多く有るが中に最も嚴儀と稱し奉る御祭典にして、御親祭の御準備の鄭重なるは申すに及ばず供御の新穀を民間有志者より献納する特例の設けられたるあり。而して十一月廿三日新嘗祭を行はせらるゝの前十一月十日には新嘗祭班幣、廿二日には鎮魂祭を行はせらる。

新嘗祭には聖上神嘉殿に出御あらせられ新穀を皇神等に供奉しられ御親らも聞食給ふ。午後二時神殿の裝飾を奉仕し四時より式部職官員著床し掌典補神座を設け掌典寢具を神座の上に供し、五時四十分忌火の御燈を神殿の四隅に點じ各所に庭燈を點じ掌典長祝詞を申す。陛下には六時綾綺殿に出御あらせられて御齋服を著させられ同時に親王王殿下以下錦雞間祇候に至る迄及伯子男爵總代各一名著床す。かくて陛下出御あらせられ、侍從劍璽を奉し侍從長式部長前行し侍從二人燭を乗り、隔殿の御座に著御あらせらるゝや、侍從は劍璽を案上に奉安し侍從長式部長侍從等は隔殿の庇の座に候す。次で神饌行立あり。蓋し新嘗

祭は當年新穀の初穂を皇神等に供せらるゝ所以なれば、神殿に於ける神饌は御飯鮮物干物菓子和布汁漬鮑汁漬和布羹鮑羹御酒御粥御直會酒(白酒黒酒)にして、警蹕の聲を共に著床の諸員立ち雅樂師神樂歌を奏し、陛下には神殿の御座に著御あり、式部長掌典長は東の隔殿の座に候す。陛下御手水の儀ありて御供進御告文を奏し給ひ御直會を開食給ふ。親王王殿下を始め著床の諸員は庭上にて拜禮し畢つて陛下隔殿へ入御次で還御あらせらる。曉午前一時掌典長神座以下を檢し次で出御あり、曉の神饌を供せらるゝ事夕の御儀に異なる事なし。又賢所皇靈殿の新嘗祭は同日内掌典をして奉仕せしめらる。賢所皇靈殿の神饌は折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶にして神殿に供せらるゝ神饌は洗米酒餅鯛鯉子鴨海菜野菜菓糖水十一臺なり。

供進の新穀は、各府縣の有志者より献納する精米一升、精粟五合宛と、新宿御苑にて作らせ給ふ米粟を合せて供御に奉らる。聖徳容れざるなく全國各府縣所在國の有志者が至誠を凝して農作せる精米精粟を御苑の新穀に混和して供し奉らるゝは、殊に神慮に適ふ所以なるべく、明治の御世に生れたる人民の榮養之に過ぐるはなけん。

貢献の爲めに農作する米穀は播種前に田を被ひ清め、培養の時に農具農需を清め、收穫の後に總てを清め實に各府縣有志者の至誠を凝したるものにして、大概十月末までに献納すれば、御苑のものに合せて精米精粟は御飲及白酒黒酒の料として供せらるゝ由に承る。

祭具の沿革

宮中及神宮に於て今日用ゐさせらるゝ祭具はさておき、府縣鄉村社に必要なものに就きて述ぶべし。

三方 伊勢貞丈の説に、三方は臺は折櫃上部は折敷の遷りたるなりと。而して古は折櫃より折敷に盛り、折櫃に載せて貴人に捧げしなり。中古武士以上は三方、以下は折敷にて食をなせり。
三方に似たるものに、四方、六方、公饗あり。四方は四方に穴あり、こは階下に食を捧ぐるにのみ用ゐしなり。六方は六角形にて六方に穴あり。公饗は三方と同じ形にて穴なき物なり。

案 神祇令に神祇官以_二筥四合_一居_二八足案_一二脚とあれば神事には八脚たるべきなり。

り。延喜式には、棚案、別脚案、栝案、水案、懸案、擇案、板案、切案、盛案、中取案と見え、各の寸法も明にされ、貞享四年大嘗會圖には四足なるも見えたり。

大麻 古事に取_二國之大奴佐_一而種々求_二生剝逆剝阿離_一溝埋尿戸上通婚下通婚馬婚牛婚雞婚犬婚之罪類爲_二國之大祓_一と見え、神祇令に凡_二諸國_一須_二大祓者_一每_二郡出_一刀一口皮一張鐵一口及雜物等戸別麻一條とあれば、古は天下に不時の災害ありし時、諸國に令を下し生剝逆剝等の悪事をなせる家々より、麻一條を出さしめ、國の大祓を行ふ時に用ゐられしより、大麻と云ひたるならんを、今神社祓式に用ゐるをもしか云へり。

神籬、玉串、笏等は祭具と云ふべからざるも、他に述ぶる條なければ、併せ記すべし。

神籬 神籬は御室木又神室木の義にて、神の御座とし差樹つるものにして、太古は神の墳墓の四方に樹木を植ゑ並め、茂らして御座とせり。皇孫の爲に差立てし神籬、神武天皇の鳥見の山中に靈時を設けられし折の神籬は、墳墓の周圍にはあらねど生木なりしなるべし。然るを後には遷りて、他に鎮座の神を招奉

る祭典の時に、柳の枝を切り取り来りて、神座となす事とはなれり。
 玉串 天磐戸の段に、根掘柳に鏡玉青和幣白和幣を取着けたる太玉串云々と見え、神代は更なり中古迄は柳の枝に玉鏡木綿を取着けて奉れるなりしを、後世に至り其制を異し竹玉木綿のみを着け、猶略しては木綿のみ附ることゝなれり。
 笏 笏を把るはもと唐土の制にて、其始めは手板と稱し、君主の命又は自身の奏啓せんとする事どもを書き記して、之を持し、以て備忘に供せしなり。然るに後定制として笏を執らしめ、禮を作すの始めとせり、そは周の世とす。周の制にては、諸侯は象牙、太夫は魚鬚を士は竹を用ゐる定めなりしが、西魏以後五品以上は象牙を通用する事とし、六品以下に竹木を用うる事となれり。我朝にては唐制を模し衣服令の制、一品以下五位以上牙笏を用ゐる初位以上木笏とせられしが、中古以後禮服の時に牙笏を把り、平常は木笏許り用うる様になれり。

祭具取扱上の心得

三方 沿革の條に記せる如く、元折櫃と折敷の合一せるものなれば、拇指を上
 に四本を臺にかくべし。而して穴に指の入らぬ様すべし。

薦 本(編み始め)と表とに注意すべし。

持ち方 禮記に捧ぐる物は胸に當てよ、ひつさぐる物は帯に當てよとあり。されば御鍵、祝詞、玉串、大麻、案、幣帛等は胸に當つべく、薦、軾は帯の通りになる様持つべし。

珍器を貴人より見せらるゝ時は、兩脇をつきて見るべく、底き人に對しては膝の上に脇を置くべきなりと、古より云ひ傳ふ、又品物により息のかゝらぬ様注意すべきなり。此心得もて奉幣を取り扱ひ開閉扉をなすべく、又三方は目通り迄上ぐべし。

輕き物は重く持て、重きは輕く持てと禮式家は云へり。さすれば輕忽の舉動なかるべし。御鍵玉串等の時此心得必要なり。

笏 袂に入れ或は襟帶等に指すべからず、又右手の拇指に挟み、右の脇に挟みての拍手、案上坐前に置きての拍手は最も悪し。

軾 軾の本は折りたる方なり、されば注意して右側に末の行くやう敷くべし。

祭式

祭事に重要な十三ヶ條

清潔 祭場祭具祭服より、身体精神の清潔を要す。
至誠 能く天地を動かすと云へり、神も感應し給はざらんや。
嚴正 舉動精神共に嚴正にして、寸時も寛怠ある可からず。
謹慎 静坐動作共に其時を撰ばず。
鄭重 祭具、裝飾品の取扱は特に然りとす。
耐忍 精神身体とも、祭場にて耐忍するは勿論、以前より注意すべし、古は散齋致齋の儀ありしこと祭祀の沿革に於て記せる如く、今日にても陛下は大祭前に鎮魂の儀を行はせらる。天皇陛下にして猶然り、神職たるものは散齋致齋の心懸けもて素行を謹むべきなり。
即智 機敏敏捷と全意なり。天變の際或は人爲の障害物等ありし時、即智を以て際立たざる様取り片付くる等なり、又齋主の前に至りて其距離により、膝行三步の大小を量り又は省略するも其例とす。

注意 祭事中は勿論、其前に於ても祝詞神饌等、注意を拂ふべき點多々あり。
察智 目令、笏令等の場合。
豫定 時間、祭員の任務など。
剛健 天災に際しての御神体保護等。
從容 急ぐべき時、兎角早くならんとする舉動の時等特に心懸くべし。
閑雅 風彩の閑雅なるは、別座の人をして敬虔の念を起さしむ。
祭事に禁止すべき八ヶ條

不潔 祭式中最も悪しき事なり、順序を知らざる爲、眼又は手にて知らずるも
輕忽 功なく、意想外の失態を來し一般の迷惑を生ずべし。
放心 發情 喜怒哀樂戀の情を棄つべし。劍道無念流無眼流にては、念なきが如く、
眼なきが如く、無我たるべしと説けり、此心得を要とす。
不注 意
不規 律

粗暴

鄙屈 自身の席の上下及び責任を知りて、自重せざる可からず、鄙屈なる時は
それを亂る。

五十一

進退所作行事の要九ヶ條

豫め意を用ゆよ 動作の一の時に二の注意考慮をなし、始めに當りて終始を考
ふべし。

秩序を正しくせよ 上下左右並に席の上下を心がくべし、禮に過ぐるは可なら
ず。例へば神よりも來賓に禮を重くする等これなり。

清潔美麗を主とせよ 茲に美麗と云へるは華美なれどにはあらず、適當なるを
云ふ、夏は夏冬は冬相當になすべしとなり。

時所位の三つに應せよ 臨機應變の要あり、室の大小に叶ふ様にし、齋主の前
に於て距離の長短により、後取の膝行の大小等其例なり。

規矩準繩を履行せよ 亂りに略す事なく、歩行の個所を一定になすなど其一な
り。

責任を重せよ 自己の責任を重んじ、齋主は齋主らしく、後取は後取らしくす

るは勿論、祭式進みて自の勤むべき折來らば、前者の行事すまぬ中より、用意
なしおくべし。

輕重を量れ 所作より行事重し、されば行事を正しくする爲めには、止むを得
ず所作を破る事あるべし。

無理をなす事勿れ 距離遠き品物を取りなどするは悪しとなり。
過不及なきを要す 距離、拜、揖など。

進退所作行事の目的三ヶ條

道理を立つ 道理を立つとは規矩準繩を履行せよに近し。自然の道理は太古よ
りあり、開闢の節に清明なるは昇りて天と成り、重く濁れるは續きて地と成る
と、君臣父子齋主齋官等皆天地に譬へ得べし。

便宜を計れ 常時は常道を宜しとすれど、變に當りては變を以てすべし。
事体を得よ 四季折々に叶ふ様にし、体裁を整ふべし。

禮の目的は以上三項の外に出でず。文學博士坪内雄藏氏禮の定義を下して曰く、
禮は忠恕の形式、禮は克己の形式、禮は誠の形式なりと。其意に至りては相近
かるべきか。

五十一

進退所作

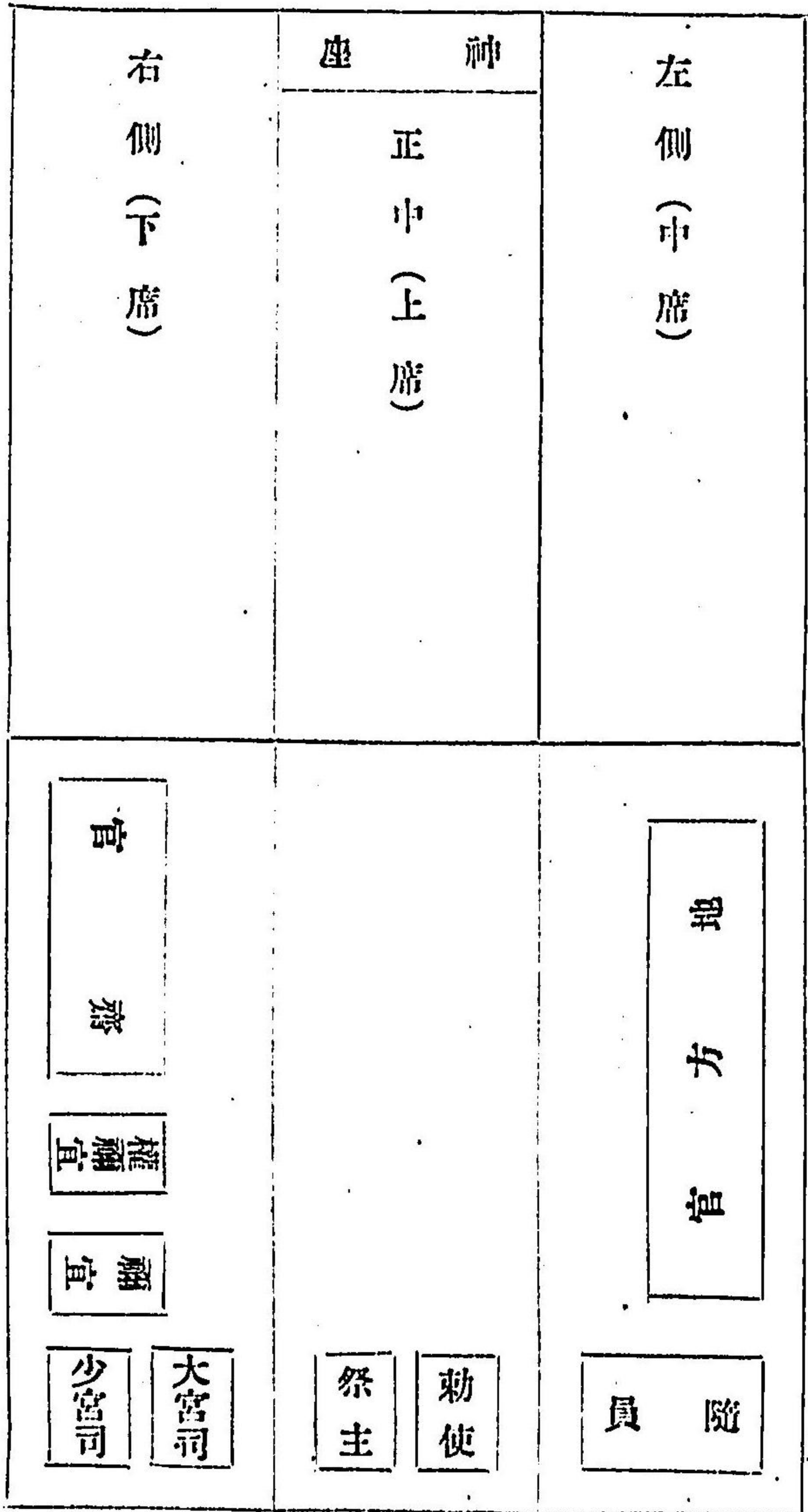
第一座席の上下

一神座の正中及左右面によりて分るゝ場合

二神座の左右側によりて分るゝ場合

正中とは神座の正面を云ひ、左右側とは神座の左右なり、されば神座に向ひて右は左側左は右側なりとす。正中最も尊く左側夫に次ぎ右側其次なり、以上の順序なれど、距離最も近き所上席なり。されど人数多數なりとも正中の正面に神座と向ひ合ひの席は避くべし。そは毎事問てふ書に伊勢神宮にて古へ行はれし中強（中強）の席次と云ふを掲げたり。

夫を見るに高位の人は中に立ち順次に左右に次ぎ坐する事左圖の如し。この中強の式とは祈年祭新嘗祭に行はるゝ所にして、今日此席次を作るべしとにはあらねど、正中の正面は避くべしの例證にもとてなり。



右の圖によれば、末席の隨員齋官は勅使祭主より神座に近く上席となる。これは特例なり。

左面とは神座の左に居て神座に向へるを云ひ、右面とは神座の右に居りて神座

に向へるを云ふ。左側とは神座の左に居りて神座を右にせるにて、右側とは神座の右に居りて神座を左にせるを云ふ。而して座席の左右は神座より來り動作の左右は身体より來ることを知るは、進退所作上必要の事なりとす。

第一身体の姿勢

一 身体の姿勢

イ正立——胴作り

二 座体の姿勢

イ正座 ロ安座 ハ龜居(龜座とも云ふ)

三 動作の姿勢

正立 手を後向きにし、踵を開くは陰の形なれば忌むべし。而して眼は二十尺先きを見、鼻と臍と平行せしめ頤を離さず、肩は張らぬやう又垂れぬやうにし、手は立ちて上る程の所、兩足は踵を揃へ先きを開く事中央に足一つの踵の入る程にすべく、脊髓骨を直立にすべきなり。猶参考として正體の眞理とも云ふべき九容を掲ぐべし。

九容 イ足容重 ロ手容恭 ハ目容端 ニ口容止 ホ聲容靜 ヘ頭容直 ト

氣容肅 チ立容徳 リ色容莊

足容重とは輕舉せざるやう戒めたるにて、爪先は輕く踵は重ければ踵を上ぐるは可ならず、爪先を上げ歩行すべしとなり、踵を動せば身体動搖す。行く事車輪の如くせよと云へる言あり、こは一部を地に附け居る意即ち踵をつくるなり。手容恭とは五本の指間を離さず、恭しき形。目容端とは例へば二十尺先きを見るにも眼のみならず、睫頭迄其姿勢になすべしと。口容止の止は靜の意、止を靜かど讀ませたる書あり、噤口せよとなり。口は呼吸する所にあらず、聲を發する所食道の口なりとす、口呼吸鼻喚は誤りなり。聲容靜、中にも咳は最も惡し、故意にするは猶更の事なり。頭容直、頤を離さず垂頭せずあれかしと。氣容肅は氣の容は肅と讀み、息せざる様にせよとなり。立容徳、中立にして偏らず嚴然として有徳の氣象なるを云ふ。色容莊、櫻色の如しとなり、こは形よりは精神に重きを置く語なり。神を祭るに神居ますが如くせよとは論語禮記に見る所、されど日本にては神居ますなれば一層の戒心を要す。此九容は座体動作にかゝはらず心得べきことなり。

正座 足は兩膝の間の中程に片膝の入る程に間隔を有すべし、而して左足の搦

指を右足の拇指の上に重ね、眼は十尺先きを見、手は輕々しく動かさず、兩手の姿勢均一なるべし、笏を取るも左右手均一にして、何れの場合も指間密着なるをよしとす。鼻と臍とは平行に、頤を離さず。要するに身体の連絡を保つべし。

禮の時首を垂るゝは、連絡を失ふものなれば忌む。手の拇指にて中指の二と三の節の間を抑へ、手の形は中に卵を入れたるが如くすべきなり。古人は拇指を除く四本を、人指指より順次に喜怒哀樂に譬へぬ、これによれば中指は怒の指なればそを制する意もあり。

安座 束帶の時上座の足を下座の足の前方に出して座し、其爪先きを下座の方へ向く。古、大納言以上は此儀叶ひしも、以下は足裏を合せぬ。

龜居 古へ朝廷にて靴の儘拜をなす時必要なりき。其形は龜の足の如く、座につけたる臀部の双方へ脛をつけ、足先きを開きしなり。今日に於ては此儀なき所、跪居と龜居とは全然別なり。

動作の姿勢 前後左右に楕圓形の縮ありと心得、夫より逸出せぬ様にすべし。されば進む時と雖も足と共に身体を進め、楕圓の線を逸出せざる事を要す。

第三起座着座

一進む起座

イ正中及左右面 ロ左右側

二進む着座

イ正中及左右面 ロ左右側

三退く起座

イ正中及左右面 ロ左右側

四退く着座

イ正中及左右面 ロ左右側

座席と進退所作 進退所作は常に座席の上下に關係を有すれば、起座着座の事を説く前に述ぶる所あらんとす。概括して云へば、正中の場合は進左退右起右座左にて、左右面左右側にては起座と進む時は下座の足よりし、着座と退く時は上座の足よりす。詳しくは左の如し。

正中 進左退右起右座左

左面 進右退左起右座左
 右面 進左退右起左座右
 左側 進左退右起左座右
 右側 進右退左起右座左

右の如く正中にては、進むには左足退くには右足起座には右足着座には左足よりし、左面と右側の場合に進むに右足退くに左足起座に右足着座に左足よりし、右面と左側にては進むに左足退くに右足起座に左足着座に右足よりするものとす。此左右足の順序を能く記憶し熟練せざれば、進退所作は到底行ひ難し。
 進む起座(四拍子) 例として左側右面の場合を述べんに、先づ爪立て、指先きを折り踵を揃ひ、其上に臀部を軽く置き、次に右足の踵に尻をうつし、次に左足を立つ此時其爪先きは右足の膝頭と平行にすべし、次に起つと同時に右足を進めて踵を合す。爪先の間隔は正立の條に陳べたる如くするを要す。所作は此他の場合又同じ、只足の左右異なるのみ。
 進む着座(四拍子) 例として右側左面の場合を記さん。先づ兩足を折り臀部を踵の上に軽く載せ、次に右足の膝頭を席につけ、次に他の膝頭をつけ、次で爪立て

てたる足を下す。他の場合も所作の異なる事なく、只足の左右の別あるのみなるは前節と同じく以後の二節又同じ。

退く起座(四拍子) 例として正中の場合を説くべし。先づ爪立て、次に左の踵に尻をうつし、次に右足を立つ此時其爪先きは左の膝頭と並行の事、次に起ちて出でたる足を引き踵を合す。他は推して知るべし。

退く着座(三拍子) 左側右面の場合を例として記さんに。先づ右足を引き其膝頭は左足の爪先きと並行せしめ、次に左足を引きつけ、次で爪先きを下す。他の場合又推して知るべし。

袴捌(参考) 祭事中は袴に手を觸るゝ事悪し。されば起座着座に於て最も困難を感ずるは、袴の思ふやうにならぬ事なり、座したる時袴の不行儀に前方へ出でたる、起つに當り袴に足を取らるゝなどは多く有る事なりとす。然らば如何にすべきか茲に於て袴捌の要生ず。其方法二三あり、曰く急になり易き場合を緩かにし緩かになり易き場合は急にする事、起つに當り踵と爪先きを緩く上げ居る事、爪先きにて踏めるは一の字の筆法に叶ふ様足にて書くか又は片仮名のノの字或は平仮名ののの字を書く事、膝頭へ袴の皺條の出づるを避くるは爪

先きもて後方へはねるべき事、着座の時は袴先きを後方へ扇ぐ事なりとす。但し何れも烈しくすべからず。

第四列席及列座

一列席

イ列前列席

ロ列後列席

二列座

イ座前着座

ロ座後着座

列前列後は庭上式の場合にて、座前座後着座は殿上式の場合に行はるゝ所とす而して席と座とは元來別あるにあらず、只明瞭ならしめんとて立てる折の場所を席、座せる拜の場所を座と分てるなり。列前列席とは正中の方より席に列なる場合座前着座又同じ、列後列席とは着席すべき場所の後方より行きて着席の場合座後着座又同じ。

列前列席(二拍子) 左側の場合ならば、前者の爪先きと自己の爪先きと平行の所に止り、先づ左足の爪先きに右足の爪先きを合せ以て平行せしめ次に右足の踵に左足の踵を揃ふ。他は推して知るべし。

列後列席(二拍子) 右側の場合、既に着席せる者の踵と自己の爪先きと並行の所に正立し、先づ右足を左足の爪先迄出し、次に左足を進めて踵を揃ふ。

座前着座(七拍子) 左側の例、一にて踵の上に臀部を載せ、二にて左の膝頭を席に着け、三にて右の膝頭を席に着く、四右の足を立て爪先きを左の膝頭に着け、五足を入れ換ふると同時に回轉し、六左足を引く、七爪立てたるを下す。此場合に注意すべきは回轉の際爪立て居る事席床の動かぬ様なす事となり。

座後着座(六拍子) 左側の場合、既に着席せる者の臀部に立ち止り、一にて踵に臀部を載せ、二右の膝頭を席につけ、三左の膝頭を席につく、四にて左の膝を進め其膝頭を前者の膝頭と並行せしめ、五にて右膝を揃ひ、六爪立てたるを下す。

参考 神前へ臀部を向けぬ様注意すべし、止むを得ず向けたる時は逆戻りすれば可なり。又正中を横切れる時も逆戻りすべきなり。此項は以後に於て現はるゝ所多し。

祭典に當り列席の場合、齋主の席に目標しを着けおくを要す、こは席のよろし

き場所を得んためなり。古へ朝廷の御儀式には版位ありて其席分明なりき、版位とは右座に高く又は低く目標をつけ且つ小さき札に記して立てたるなり。當時座禮式には圓座ありしも、庭上式には敷物なかりければ此要ありしなり。

第五行歩

一 練歩

イ 早練 ヒヤクニ ロ 細練 ヒヤクニ ハ 荻虫練 ニ 落練 ヒヤクニ

二 徐歩

イ 進行及止立

甲 正中及左右面 乙 左右側

ロ 退歩及止立

甲 正中及左右面 乙 左右側

ハ 逆行及止立

甲 正中及左右面 乙 左右側

三 左右折及止立

イ 進行左右折及止立 ロ 逆行左右折及止立

四 左右回轉

イ 進行左右回轉 ロ 逆行左右回轉

練歩 現今行はざる所なれど、徐歩の根源なれば、参考にもと特に記せるなり。こは古へ束帯して君側に出づる折の歩行にして、大納言以上の人及中納言中特別の人の所作、多く除目節會正賀の時等に行はれしものにて。紫宸殿前右近桶左近櫻迄徐歩項目中の徐歩と異なる夫より練歩す。練歩に緩平急の三階あり。先づ揃ひたる足を足の長さ程進む、即ち進めたる足の踵は他の足の爪先きに有るなり、一步の動作はいろは四十七字數ふる時間を要し、一方下がると共に他の上がる様に熟練せられたり、而して君前に出で拜舞す。此練歩たるや靜肅を主とせられたるなれば、現今の大禮服の舉動よりは大に可なりしならん。右に陳べしは緩調子にて、平調子は緩調子一步に二歩、急調子は緩調子の一步に四歩なりしなり。

早練 いろは四十七韻半にて歩を進めたるものと想像せらる。
細練 足を上げて他足の半程にて落せるならん。

萩虫練、尺蠖の如く先きを上げて、着くる様を形容せるなるべし。

落練 不可解。此他に練歩の足先きの高さによりて鼻高練、底きによりて角低練と云へるあり。

徐歩 古の徐歩は他足の半迄足を進めつゝ歩みしにて間隔なかりき。現今のもの、緩調子は足間に足指なき程のを入るゝ程股間を開き、歩調は一呼吸に一足を運ぶ程にすべし。平調子は全上にて歩調は一呼吸に二足、急調子は一呼吸に四足とす。項目中の退歩逆行は別あるにあらず、熟練の際區別し安からんが爲めなり。退歩には止立なし、及止立の三字は注意のためにて。逆行は三步す正中にては右左右と引く、熟練の上は三步目を斜に引き神前を避く、逆行は神前尊者の前に行ふなれば場合により一步二歩の事あり。禮典に足中に禮なしとあり、之は足にのみ注意して所作行事を誤り又は見苦くせんを警めたる語なり。

進行左右折(二拍子) 例左折。一左足の爪先へ右足の踵を横につけ、二にて左足を揃ふ。

逆行左右折(二拍子) 例左折。一にて止めたる右足の踵へ左足の踵をつけ曲の手にし、二にて揃ふ。

左右折は進行の場合に多ければ、進行逆行併せなす可きなり。

進行左右回轉(二拍子) 例左回轉。一左足の爪先へ右足の踵の中側をつけ、二にて左足を揃ふ。

逆行左右回轉(三拍子) 例左回轉。一にて左足を斜に引き拇指の中側を右足の踵に付け、二右足の踵の中側を左足の爪先へ附く、三にて足を揃ふ。

参考 歩調は兩垂拍子とて均一なるを要す、緩急交々來るは可ならず、而して歩行は神樂雅樂に合すべし。股間廣きは傲慢の様あり、狭くして早きは輕燥の風なり、中庸を得る様勤むべし。進行の時疊のへり鬨を踏むは悪しく。木靴にて走るには古の徐歩の心得を要す。

第六膝行膝退

一 膝行

イ 正中及左右面 ロ 左右側

二 膝退

イ 正中及左右面 ロ 左右側

三 左右折

イ 膝行左右折 ロ 膝退左右折

四 左右回轉

イ 膝行左右回轉 ロ 膝退左右回轉

膝行 例左側。先づ爪立て、次に臀部を右足にうつす、次に左足を進め夫と同時尻を左足へうつし、右の足先を左の足後迄引きつく、斯くして繰り返すなり。茲に注意すべきは、膝行とは云へ、膝と爪先にて歩行することなり。

膝退 例左側。先づ爪立つ、次に尻を左足へうつし、次に右足を引き、次で尻を右足へうつす、さすれば自ら左の膝頭浮くべし、そを引く。かくして繰り返す。膝退には袴捌き必要なり。

膝行左右折(三拍子) 例左折。先づ爪立て、次に右足を運びて其膝頭を左の膝頭と合せ此時踵は離る、次で左足を運び正座の姿勢となる。

膝退左右折(三拍子) 例左折。先づ爪立つ、次に左足を左方へ運びて一直線に股を開き、其足先は右足の裏に合さる様にし、次で右足を運び正座になす。

膝行回轉 座前着座に同じ。

膝退回轉(四拍子) 例左回轉、先づ爪立て、次に尻を右足の踵へのせ、左足を引

く。其足先は右足の後迄退く様にす、次で尻を左足にうつす其爲めに上れる右足を上れる儘に廻す、次に左足を引く。次正座。回轉に就て 正中は神座の左へ回る、左側全じ。右側は神座の右へ回るべく。左面右面は中央へ回るべし。變にては悪し、即ち左の如し。



は不可



は可

此の如く、一度回轉せは次に轉り返へす様すべきなり。

以上にて動作終りたれば、所作中の敬禮作法につき記さん。

参考 膝行の折は横見になり易きより、何時しか横見になるを正式の如くなせるは誤とす。諸禮にて膝行膝退の事を膝回りと云ふ。

第七 敬禮作法

一 笏

イ 持笏 ロ 置笏 ハ 把笏 ニ 正笏 ホ 懷笏

へ扇を笏に代用する場合

笏 笏を持つは身体を正しうする爲めなり、曲身直身共に笏と身体とは離る可からず。笏は身体の條木なれば輕やしく取扱ふは悪し、古は押紙(押し)ともか

く)と稱し天皇陛下よりの仰せ又奏上の件儀式次第等を薄き紙に記し裏面に張りて備忘とせり。

持笏 先づ三本の指を外に拇指と子指を中にす、下部の空け方は一指の幅程にし。指の中程にて持ち、拇指は外に見えぬ様上に向け横をつくべく、斯くして股根より一寸余の所に笏根を着く。双手の距離は身体によりて異れど、凡そ五寸位ならんか。此際垂れ手とならぬやう、肩を張らぬやう注意すべし。而して笏に表裏なけれど、一端裏自身に向へる方となりたる面は神前に向けぬやう心がくべし。

置笏(五拍子) 一にて持笏のまゝの右手を、左の膝の中程に運ぶ、二左手を上より笏の中程にかく、三右手の指先(中指の一節かゝる程)にて笏頭を一寸余空けてとり、四にて右手に笏をとれるまゝ裏を出さぬ様に左の膝を迂らして席につく右の膝先を擦りて笏根の膝の右に至るや回らして笏の裏を席に向けて近づかせつゝ、笏頭を膝頭より一寸余引き込ませ指先を席につく、夫と同時に左手は腰に正しくす、五笏を席に置き右手を腰にす。

把笏(五拍子) 一にて、置笏の時膝の右における笏の笏頭を一寸余空けし所を右手の中指の一節かゝる程にとり、二にて裏を出さぬやうに右膝の中程を迂らし來りて左膝の中程に立つ、三の場合は左手を上より笏の中程にかく、四にて笏根をと正しく持ち、五にて分ち腰に正しくす。

正笏 持笏の右手と、左手とを進めて、持笏の右手に左手を重ねて身体の中央に笏を直立に立つ、此時臍と笏との間隔七寸なる事と笏頭の前後左右に傾かぬ事を要す。未だ右手のみに持つ時に於て垂れ手とならぬ様注意すべし。

懷笏(五拍子) 持笏の場合。一にて右手を運びて左膝の中程に立つ、二左手を上より中程にかく、三笏頭一寸余空けて右手を上よりかく、四にて笏を右手にとりて笏根を胸に當つ夫と同時に左手のを二の節まで折るゝ程に左の襟をおさふ、五笏根を深く帯にまでさす即ち懷笏す。而して双手を腰に復す。

懷笏を取り出す(五拍子) 一にて右手を笏頭に上よりかく此時同時に左手にて左襟をおさふ、二にて笏を懷中より出し左膝の中程に立つ、三左襟をおさへし左手を運びて笏の中程に上よりかく、四の場合は右手を轉じて笏根を持つ、五双手を腰に持笏に復す。

扇(中啓も合せ云ふ)を笏に代用する場合 平服の折は笏にかへて神拜をなすなり。

膝に持つ時、笏の如く直しく立てず扇頭を左方に斜に持つべし。而して神拜となるや三ひら開き笏の幅程になして行ふなり。

参考 古は正笏を以て返事、揖に代へし事あり。笏の製法に種々あり、陛下の御用品は上の角を取らざりき、又下の角を取らぬもの美穂神社にありと。長短を計るには二の節より計りて笏根と肱と平行なるをよしとす。支那にては笏の長け一尺三寸中央は幅二寸五分太夫以上は上方狭く太夫以下は上方廣くせり。笏板は板目に作るべし、さすれば皺條入らず。懐笏して落ちぬは帖紙あればなり、其略法は袋を縫ひつけおく、掌典にもしかせらるゝ人ありと。

扇は常に懐中すべし、供饌の際誤りて落ちたる物ありし時そを開きて上に取りなどの要あれば。古へ持笏を限られし場合は中啓を以て笏にかふる必要ありき。

二揖(深揖小揖又閑揖)

イ座揖

ロ立揖

ハ沓揖

甲沓の着脱所作

乙沓を直す所作

揖の定義 揖は小敬拜に次ぐにして、推讓の意(會釋)なり。されば其場所と仕方の如何により、品位に關す。

深揖 例座揖。先づ正笏、次に腰を屈しつゝ伏す、夫と同時に緩かに笏を臍に引きつく、而して臍へつけたる手の股へ附く程に伏して止む、余りきつくすべからず。其時間は伏すに一呼吸伏したる間三呼吸起くるに一呼吸。起き上るや手を割る。

小揖(單に揖とも云ふ) 深揖と所作は同じ。只伏したる時屈し方は深揖の半なるべき事と、伏すに一呼吸伏したる間一呼吸起くるに一呼吸なるの別あるのみ。

深揖、揖共立禮の場合も座禮と同じ度合になせば可なり、沓の着脱所作 着くる場合。足を沓の中程迄右左の順序に入れ、次に右左の順に着け終り一揖。脱する場合は、先づ一揖次に左足を緩めて爪立て、次に右足を同様にし、次で左右の順に脱ぎ終る。着けんとする時、脱ぎし時とは揖なし。沓を直す所作 懐中せる扇を取り出し、要の所を右方の沓の踵へかけ而して左へ直し、次に左を直す。

参考 揖の起伏には障礙物を排除してなす心得あるべし、起くる時は伏す時よ

り少しく早氣味の事。取捨の場合を説かんに。間の出入に入る時と入りてより、出づる時と出でよりの二回なすべきを、或は兩室の何れよりもの入らんとする時にのみ。或は入りてよりのみの一回に略す。尊前の進退には進む時と退きてよりとに略すを得。階段の昇降の際大床の上にては伏拜のみにて揖を略す事を得。飯屋にても多くは略す。次に來る所の拜と揖とは混同し易し、能く其別を明かにすべきなり。

項目に掲げし外、起揖屈揖三段揖等あり。三段揖とは齋主階上の揖の時二者階下の揖三者離座の揖と、三者一時になすなり。此場合後に屐々出づ。

三拜(吉拜凶拜)

イ起拜

甲再拜

乙兩段再拜(四度拜とも云ふ)

丙八度拜

ロ座拜(居拜老人拜婦人拜とも云ふ)

甲一拜

乙再拜

丙兩段再拜

丁伏拜

ハ立拜

甲一拜

乙再拜

丙兩段再拜

丁八度拜

戊伏拜

起拜 先づ正笏をなす、次に爪立て次で席の上下を云はず右足より起座の様に立つ而して立つと全時に笏頭を目通り迄上ぐ、夫より彌々拜となるや笏を下ぐると共に腰を屈す(此時笏根を臍の所につくべからず、正笏の距離の成行にすべし)揖の屈し方位の時左足を引く、特に左の爪先と右の膝頭の平行に注意すべし、次で右足を引く、次で爪立てるを下すと共に兩腕にて膝頭を擦りつゝ笏の手を席につけ頭を下げて拜す。此際の要件は、額は席より三寸離れ其中間に笏のあるべき事、笏の中程の通りに鼻あるべき事、手の位置は膝と手にて菱形を畫く程なる事、鼻と額と平行なるべき事、尻上らず、頤離れず、頸見えぬ様注意する事。拜する間三呼吸なる事とす。次に正座正笏に復す。

再拜 拜を二回なすなり。再拜は支那の名稱なり、日本ならば二拜と云はんを。

兩段再拜 四度拜するなり、再拜の熟語を用ゐんがためかく云へり。其例は、再拜拍子再拜、再拜祝詞奏上再拜、四拜二拍手一拜等あり。

八度拜 古來神宮朝廷に限られたり。其例。四起拜四短手二回一短手一座拜四起拜四短手二回一短手一座拜。

座拜 先づ正笏、次に笏頭を目通り迄上げ、笏は身体と七寸の間隔を有する成
行のまゝ、兩腕に膝頭を擦りつゝ、笏の手を席につけ頭を下げて拜をなす。此際
の要件は起拜と同じ、次で正座正笏に復す。

一拜 起拜にはなき所、座拜立拜にのみあり。

伏拜 正笏のまゝに拜をなすなり而して夫に三種あり、一は物を持ちたる場合、
二は何物も持たぬ場合、三は笏を持ちての場合、これなり。

立拜 庭上式に行ふ所、座拜と所作全じ。

参考 拜の古言はおろがむにて折れかゝむの意なり。古へ吉拜凶拜の二種あり
き、其別は稽顙の前に來る時凶拜、稽顙を後になすは吉拜とせり、稽顙の顙は
額と云ふ字にて額を地につけ小兒の腹這ひ泣く様なり。こは支那よりうつれる
なり。

起拜と座拜とは殿上式に行ふなり。神座高ければ起拜底きは座拜を行ふなり。

座拜を老人拜婦人拜と云ふは、古へ壯年者の座拜を爲し得ざりし折に起れる名
稱なり。立拜は古く見えず、起拜の古く見えたるは平野祭に皇太子參拜の條、
神主起て拜し爾余は居拜す云々とす。

起拜は總身もて拜すべし、座拜立拜は体の上部にてなす。其様戰々恐々の趣き
あるよろし、例へば柳枝の上にてなすが如くに。起拜座拜立拜の外に双手禮合
手拜テマツ拓禮テマツ默禮テマツ等あり。

支那には九拜あり、稽首、頓首、空首、吉拜、凶拜、振動、奇拜、褒拜、肅拜
とす。稽首は頭地に至る、頓首は頭を以て地を叩くなり先づ手の合せたる上に
載せ夫より前に下す、空首は頭を手に載す、吉拜凶拜は前に述たる如し、振動、
一説に戰慄する様とあり又程子は兩手を以て相打つなり而して程子註疏に今和
人兩手を以て相打つ蓋し古人の遺法なりと、奇拜は一拜、褒拜は再拜、肅拜は
婦人拜なり手を下すのみにて頭を下げず。以上何れも座禮の場合を記しぬ。
支那の禮中兩手を組みて額に當つるは揚にて、兩手を組みて胸當つるは揖ヨウなり。
支那の揖ヨウは字音なり、日本にて音訓に關せず揖ヨウと云ふ又めでたし。

四拜揖以外の敬禮法

イ平伏 ロ跪居 ハ蹲踞 ニ嚙折 ホ屈行 ヘ逆行

平伏 持笏より膝先に手を下し、正笏の様にして拜するなり。起きるときは席に
て手を分ち正座持笏に復す。階下の揖の場合を大床にては平伏。

跪居 正座より足を爪立つるなり。進退所作中屢々見えたる、爪立つとは跪居の事と知るべし。

蹲踞 兩膝を折り足床を地につけ蹲まる、膝頭の狭きはよろしからず、踵を開くをよしとす。

磬折 立ちたる折の所作にて、殿上式の平伏の場合になすなり。持笏のまゝ腰を屈す、其度合は曲かまの手になるべし換言すれば九十度とす。

屈行 腰を屈しつゝ三歩歩行するなり。度合は四十五度程。

参考 跪居は殿上にての物の授受、薦按軾を敷く時。蹲踞は殿上庭上にかゝはらず神前近く横切る場合及殿上にて跪居をなすべき折を、庭上にてなす。磬折は樂器の名にて其形をなすより此名稱あり。屈行、殿上庭上共神座の正面を遠く横切る時行ふ所たり。

五拍手

イ短手 ロ長拍手 ハ八開手又八平手 ニ連拍手

ホ合拍手 ヘ退手 ト後手 チ忍手

拍手 先づ指先と指先とを合せ、次に右手を引きて鳴らし、次に戻す(合掌は佛

式に限る)。拍つ位置は胸の所にて、廣さは胸の幅にすべし。

短手 みじか手又ひき手と讀めり、ひきは底き意。音底く手の廣げ方も數も少なし、其數は二段以下四段以下と書にあれど、二つ以上拍ちし事なし。

長拍手 手の音高く數も多くありしなり、即ち四つ以上にて、右へ神に對しては四つ拍ちたるもの多し。

八平手 いやびら手にて、八と限れる數にあらずと云ふ説と、八つ拍手するなりとの二説あり。

連拍手 列拜の時同時に拍つ。拍手はやおらくに拍つべしと、連拍手の時此心得あるべし。

合拍手 古へ加茂葵祭に奉幣使幣帛を神主に渡し歸り來り、返祝詞とて加久仕奉由天今毛行先毛平氣久安氣久有良満久止申須と申し終り、神主の二の手と勅使の一の手と合せ拍つ。各兩段なれど三拍手と聞ゆるなり。

退手 さかり手又まかり手と訓む、儀式終りて拍ちしなり。現今も直會の時に拍つは、よろしき事ならん。

後手 しりで又のちでと讀めり、八平手、長拍手の後に拍つ一短手を云ふ。

忍手 凶禮に用ふ、拍つ形のみして音させぬなり。古き短手は忍手の事にて、凶禮のみに限らず静肅の式に用ゐられ、伊勢神宮にては今も行はる。

参考 拍手を中古以來、かしは手と呼びなせるは如何と云ふに、種々の説あり。一は古へ食物を柏の葉其他椎葉に載せて献り(神宮にては現今も土器の上に葉をのせて供物を盛らる)しにて、其職を司るを膳夫かほこと云ひ、其人の拍つ手なれば云ふと。又一は拍を柏に誤りしならんと。又一は指間を離さず拍つ様の柏の葉に似たるより來れるならんとせり。拍手の數の正史に見えたるは、下の如し。一、二、三、四、八、十六、三十二。而して十六なるは八平手を二回、三十二なるは同上四回拍つなり。

拍手は禮の重きものにて、古へ天皇陛下に對して拍ち、又公儀の式に用ゐられたり。現今神社の祭事に用うるは其遺風にてめでたき事と云ふべし。木居翁は拍手に數なし、只至誠を現すなりと云はれぬ。

拍手の起源を尋ぬるに、天岩戸の段にあるべきなれど傳はらず。御國讓りの節、事代主命、皇孫云々天逆手、青柴垣あそぎ拍ち云々と見えたり。

行事

第一祭員の名稱及任務

- 一 齋主
- 二 副齋主
- 三 奉幣司(賽主)
- 四 祓主
- 五 典儀(典禮)附贊成かきじや
- 六 傳供長(陪膳) 手長長
- 七 神饌係(膳部)
- 八 傳供員(手長)
- 九 大麻司
- 一〇 盥湯司
- 一一 後取(役送)
- 外に琴師

齋主 祭儀を統割す。任務は開閉扉又は昇降神、祝詞奏上、玉串献上。奉幣司副齋主なき場合は奉幣をも行ふ。

齋主副齋主を補助す。開閉扉に當り齋主と共にす、奉幣司なき時は奉幣行事をなし、齋主病氣等の時は換りてなすなり。

奉幣司 古く齋主と云ふ、正しきは朝廷より來るべきなり。

祓主 祓詞奏上。大麻司なき時は兼ぬ。

典儀 齋主と儀式次第を定め、時間を計り、式場の整理儀式の實行を司る。亦典禮とも云ふ。

賛成 典儀に附して働く。

傳供長 傳供員、神饌係と献饌の任に當る

後取 諸禮の上にて役送と云ひ、古へ朝廷にてはしんせりと讀めり。雜務に従事す。

参考 祭事に當りては豫め祭員の名稱任務、儀式次第の調製を要す。

古朝廷の後取は如何なる事を勤めしかと云ふに、正月三ヶ日の屠蘇酒の余りを飲みし事、公事根源に見えたり。

琴師あるべきなり。例を舉げんに、神功皇后の時昇降神、祭儀の終始に琴を用ひ給へり。古は和琴六弦にて菅搔の曲を彈奏したるなり、其時間警蹕三聲程とす。和琴は天岩戸開の弓六張張りしより起りての六弦ならんか、其形と似たり。神樂歌を菅搔に合せ奏するにて、宮中にて、古來平時には神樂歌中上の句に止められ、秘曲を彈せらるゝは遷都、御炎焼、日清終局の時等に限られたり。

第一開扉閉扉

一次第順序

二階の昇降

三開扉閉扉の作法

四御鍵後取の作法

五齋主の所作

六副齋主の所作

七警蹕後取の心得及所作

八祭員一同の心得及所作

階の昇降 例左側。昇るには、先づ右足を一段目へ載せ次で左足を運びて足を

集む、此際右足を載すると同時に身体は正中の方へ斜に爪先は正中の方へ向け
て右足を階床につけ左足も夫と並行せしむる事と知るべし。斯くして順次に歩
をうつし、彌々大床にかゝるや左足の膝頭を少しくかけ、次で右の膝を深く進
めて上り、神座に斜に向ふ。其降るには先づ跪居、次で左足を一階目へ下し右
足を運ぶと同時に立ち上るなり、此時身体は正中の方へ斜に向く。斯くして練
歩しつゝ歩を進め。階下にかゝるや、爪先を神座の方へ向けて左足を下し、次
で右足を下す、身体は神座に向ふべし。

開扉 左の扉より開く。左扉を開くには左手を上にし右手を下にす、右扉は其
反對、何れも掌を向き合せ、始めは急に夫より緩かにし終に急にし開き終る。
開き余り閉ぢ余りは不吉なり。

閉扉 右扉より閉づ。左扉は右手を上にし左手を下にす、右扉は其反對、何れ
も掌を向き合せ、始め急に夫より緩かに終は急にし、閉ぢ終る時には左右扉共
下になれる手を扉の表の方へうつす。

御鍵後取の作法 御鍵を伏せて左を高く上げて胸の通りに持ち進み、鍵を持
つ時は揖なし。齋主の前にて下座より膝行三步着座。鍵を持ち換へて渡す、其

法は鍵を前方へ斜にし上の手を下し下の手を上に運び持ち換ふるや、齋主をし
て上を取らしむるやう余地を存して手を定めて渡すなり。渡し終りて下座より
膝退三步笏を出し一揖起座逆行三步逆行回轉自席に至るや一揖座前着座一揖。
起座着座の前後には必ず揖をなすべきなれば、以後略す。

齋主の御鍵、祝詞を持てる時、大麻司の大麻を持てる、奏幣司の奉幣を持てる、
盥湯司の盥湯器を持てる時祭員の如何にかゝはらず玉串を持てる時玉串係を除
くの他は、物を持てる時何れも揖なし。

御鍵、祝詞、玉串、奉幣等の授受に當り、身分高き人は上を取り、底き人は下
をとる。以上三件は祭式上重要な事柄なれば、深く腦裡に印象して忘る可か
らず。而して以後此説明は略す。

齋主副齋主の所作 正副齋主同時になす。階下にて深揖、昇階大床に上るや斜
めに向うて伏拜、齋主懷笏御鍵もて御鍵を解き膝行して御鍵を左側の案におく、
夫と同時に副齋主懷笏兩人進みて大床にては何れも膝行膝退なりとす御鍵を分
つて進み左右側の案におく、夫より開扉、共に笏を出し齋主は正中に出で再拜
二拍手一拜、此間副齋主伏拜、兩人座へ戻り共に伏拜、降階して階下にて深揖

復席。閉扉の場合。深揖昇階平伏次で齋主再拜二拍手一拜懷笏閉扉次に兩方の御錠を各々持ち行きかけ終り笏を出し平伏降階深揖復席。御錠後取進みて跪居一揖懷笏膝行三步、御錠を受け取り膝退三步起座逆行三步逆行回轉復席。警蹕後取の所作。正副齋主階下に進むや起座、階少しく離れたる所閉扉の知らるゝ程の左側又は右側席左側なら左側、席右側ならば右側に着座立揖なし、膝行三步警蹕をなすの深揖、扉に手のかゝる前より半平伏の姿にて警蹕をかく、正副齋主二人の時は一聲、齋主のみにて閉扉は三聲即ち左扉に一聲間に一聲右扉に一聲其間隔は一呼たるべし。退座は行事すみて正副齋主平伏の時深揖膝退三步立揖なし逆行三步逆行回轉着座。閉扉の時又同じ。揖の場合を知るは、行事をなす上に必要なれば陳べん以前に特書せるは除く。行事の前後、軾にかゝる時、離るゝ時階にかゝる時階を離るゝ時、別室に入る時出づる時とす。各行事の説明に此節を参考せば思ひ當る所大ならん。以上の外臨時の場合にはなす事あり。祭員一同の心得。開閉の際平伏すべし。参考。古へ正殿の扉の下を開きて上を閉ぢたる例あり、こは凶事にせられし所

とす。開閉扉に當り開き終り又閉ぢ終りて直に手を離すべからず、戀々たる様にて緩かにすべし。千利休の茶道百首に。

何にても道具おくとかきかへる手は戀しき人に別るゝと知れ

何にても道具扱かふ其時は取る手は軽く置く手重かれ

右の歌の心得を要す。猶神饌の授受開閉扉にも然りとす。

朝儀の警蹕は出づるに警入るに蹕と云へり、其様はけいひひ。けいひひとす。警蹕に古へはさきばらへ、さきおへと振仮名せり。新嘗祭神嘗祭にはおしし、鎮魂祭にはけいしし、たりき。禁裡にては近衛次長の唱ふる所なりしなれば警蹕後取の任重し、而してをは開扉、をは閉扉に唱ふる所。古來おしなりと云へど、おは開口音なれば心浮きてよからず、をは静肅の氣味あれば、をたるべきか。

第三神饌獻撤

一次第順序

二薦敷後取の作法

三饌案後取の作法

四傳供長(陪膳)の心得及作法

五神僊係(膳部)の心得及作法

六傳供員(手長)の心得及作法

薦敷後取の作法。合せ目を上に、身体に向け左手もて中程を抑え右手もて端を抑え左を少し高く帶の所に持ち、正中に着座し膝行三步薦を横のまゝ席に置き、右手は其まゝ左手をすゝめて豎にし、開くには左手を上、右手を下に、双手を向き合せて撥ね、次に右手を上、左手を下にして解き位置を直しうし、膝退三步笏を出して一揖、立揖なし逆行三步逆行回轉。二枚の時は後取左右より出づ、二枚の時は正中より左右へ解く、此際左側のもの持ち換ふるを要す。二人の卷くに、正中の方へ左側の者持ち換ふ。撤僊すみ僊案を下げたる時薦後取は進む、立揖なし跪居一揖懷笏膝行三步、向つて左より(即ち逆)左手を上にして巻き次に右手を上にして巻き收め、以前の如く持ち、膝退三步起座逆行三步逆行回轉。僊案後取の作法。高案なれば左手を中程に右手は右脚にかけて持ち膝行なし得ば三步、薦の中央より少しく手前におき後跪居脚の下部を抑へて位置を正し膝退三步笏を出し一揖起座逆行三步逆行回轉。高案二脚の時左右側より出づ。

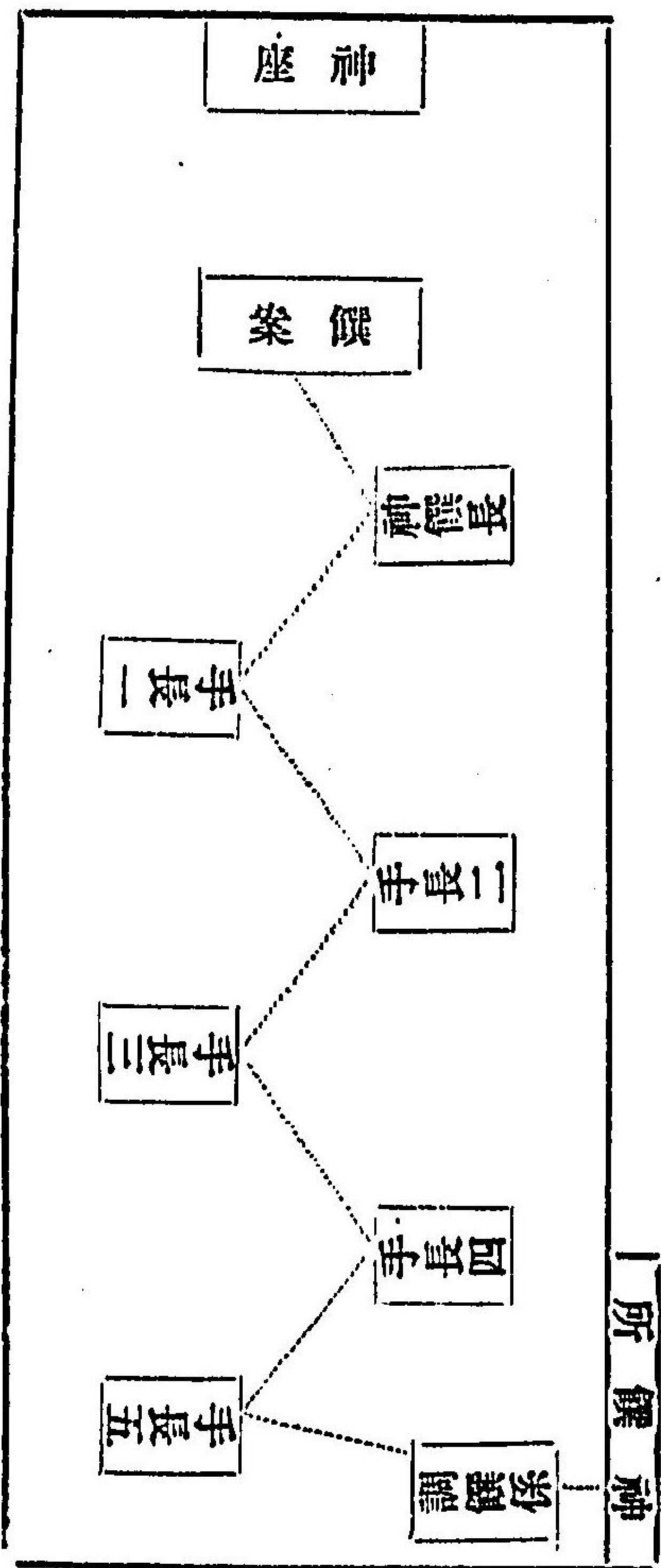
僊案を撤するには、立揖なし跪居一揖懷笏膝行三步案を手前に引き寄せて持ち膝退なし得は膝退三步逆行回轉。案は捧ぐるものに屬す。

献僊。先づ調僊係神僊所に進む、次に神僊長進み、次に手長一、二の順序に進む、立揖なし座につきて一揖座揖にあらず献僊行事をなす(全員着座神僊長以下一同、同時に懷笏。拇指を中に指二本席に着く程に突手伺候。調僊係三方を持つ、神僊所にて揖なし三方は拇指を上、他の四本を台にかけ掌を五分余り余る程に深くかけ、目通りに持ち息かゝらぬやうす。膝行して最終の手長に正中にて渡し一步退きて揖膝退。最終の手長は調僊係已に近づきし時正座に復し跪居下座の方へ斜に向き三方を受け取る、揖なし、調僊係揖をなす時三方を手前の方へ引く上座へ斜に向き直り膝行して次の手長に渡し一步膝退揖自席迄膝退正中に向ひ拇指を中に手を握りて膝に跪居、斯くして神僊長に至る。神僊長は受け取り膝行僊案におき三方の元に手をかけ位置を直し一步膝退深揖自席へ戻る、神酒ならば位置を直し右手もて左側の瓶の蓋をとり續いて左手もて右側の瓶の蓋をとり此時一方の手を肱の所に添ふ、始めの一台は臺數奇數なれば中央に偶數なれば左側に片寄せて献す。神僊終るや順次傳供員伺候神僊長より始め

一同笏を出す、次で下郎立ちとて下座より一揖起座復席。

撤饌 調饌係立ちて神饌所へ、次に神饌長を始め手長一以下順次着席神饌長以下懐笏伺候、神饌長膝行深揖一步膝行最終の神饌の三方の元を手前に引き寄せ三方を持ち自席迄膝退、手長一よき頃を見計らひ膝行神饌長に待たせぬ様注意すべし一揖膝行一步三方を受け取り自席迄膝退。手長二以下同様にし調饌係に至る。神酒となるや神饌長は左手にて右側の瓶の蓋をきせ次で右手もて左側の蓋をきす此時一方の手もて肱を抑ふ。神饌すむや伺候調饌係復席するや神饌長より同時に笏を出し揖下郎立ち。

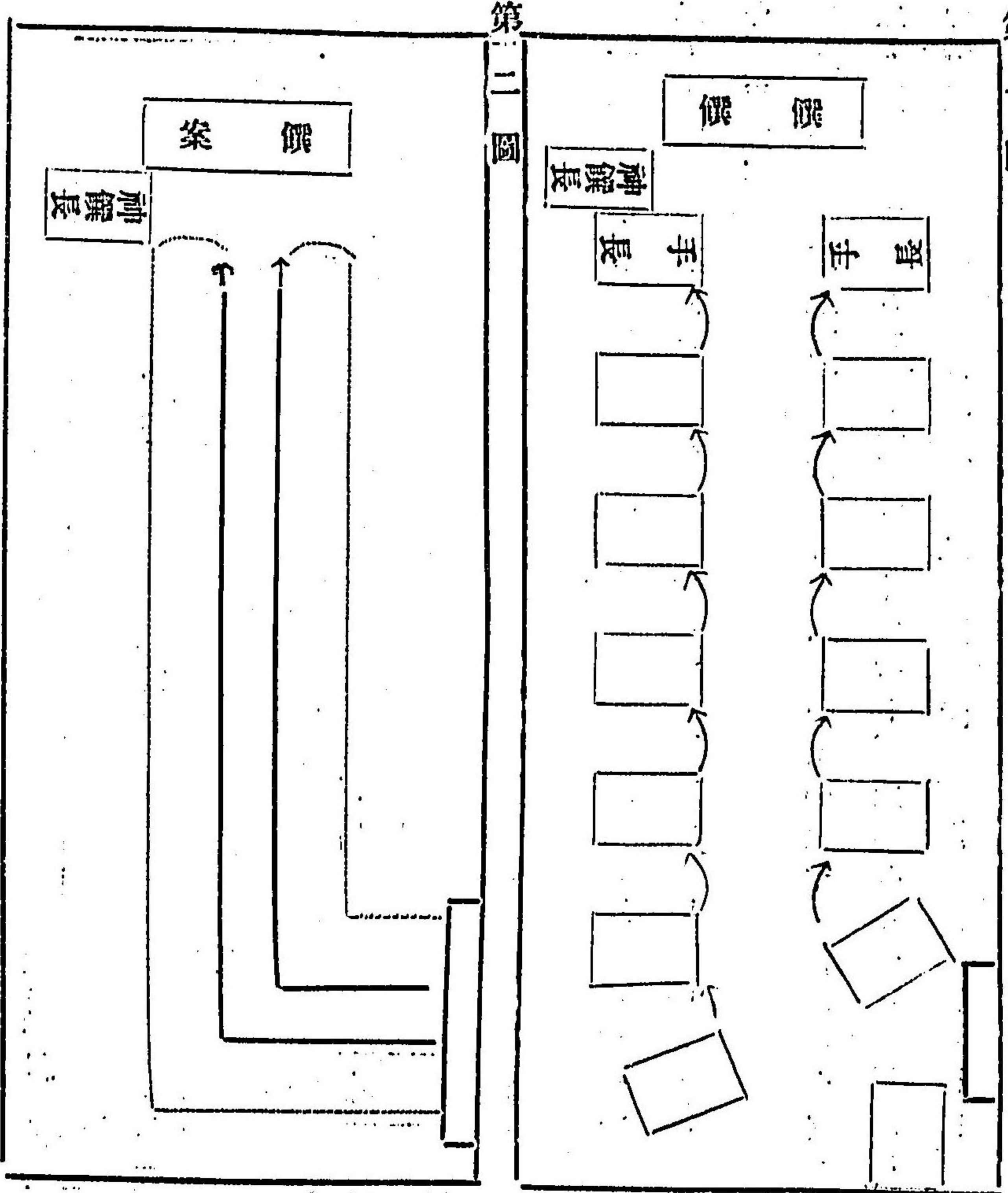
参考 神酒は内殿に備ふべし叶はずは大床、此際は伏拜。献饌には渡して、撤饌の時は受けんとする時揖あり、こは神饌長に倣ふなり。覆面は亂れたるを助くる制なればよからず、座を避くるに案皮あんかわをかくるはよし。膳部調進に當り覆面するはよき事とす。神饌長は臺數の奇偶を知るを要し、調饌係は神饌の臺數と、人數の奇偶とを豫め知るを要す。三方の授受に當り受くるには左手より引き授けては右手より引く、但し間隔際立つはよろしからず。世に多く行はる供饌法は左圖の如し。



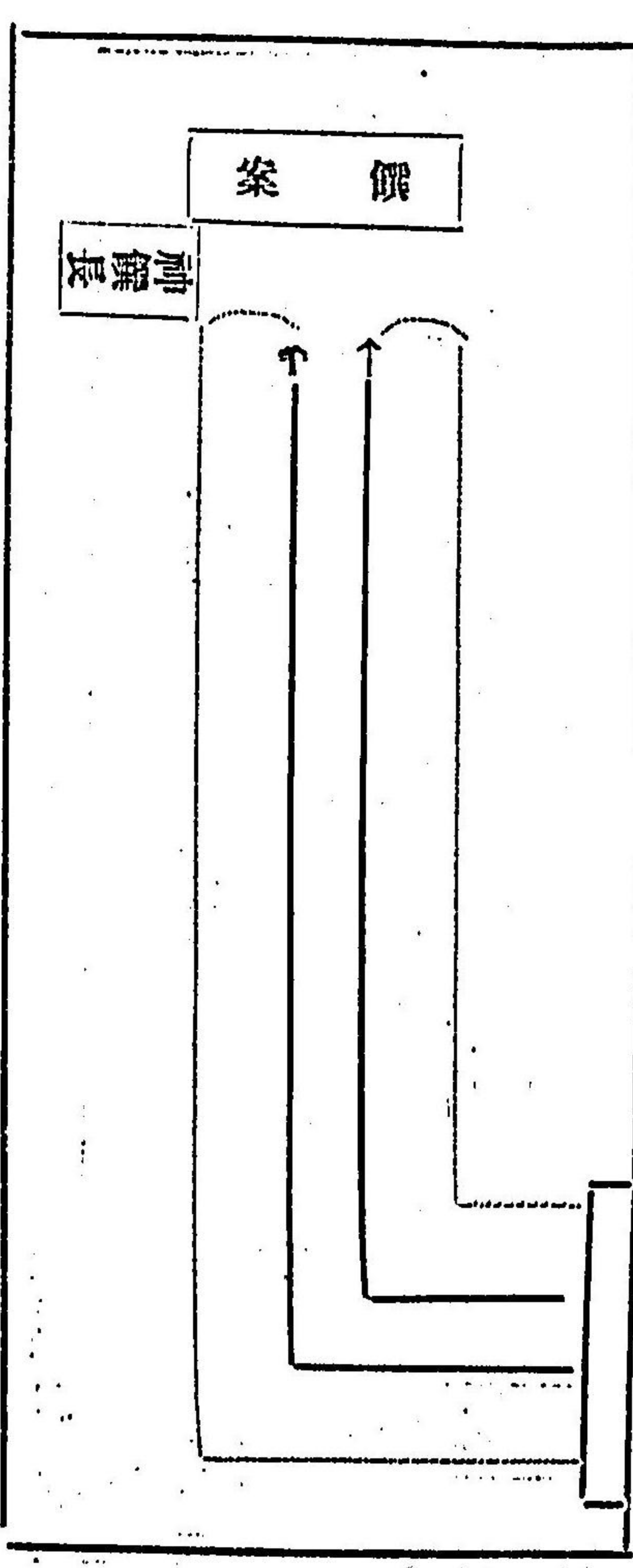
供饌の一法 人數多く時間少き時、人數多く場所狭き場合に行ふべし左の如し。
イ二人の時、甲右側より出で、献するや、乙立つ、甲左側より歸り乙献するや、甲立つ。

ロ多人数の時、同上間隔を計りて多人数のものにて、前項の如くす。
ハ二人同時に出づる時、左圖の如くすべし、此場合は傳供長監視す。二、二の方法あり。一の際は膝行、二の際は歩行、饌案前は膝行膝退。

第一圖



第二圖



第一圖の場合は左側は左側、右側は右側と同列にて順次に送り献す。
 第二圖の際は正中より二人並び出で、別れて左右側を戻る。

第四奉幣

一次第順序

二帙後取の作法

三奉幣後取の作法

四奉幣司の作法

帙後取の作法 本の左側に行くやう三つに折り合せ目を上に自身に向け左手も
 て中程を抑え右手もて端を抑え左を少し高く帯の所に持ち、正中に着座し膝行
 三步帙を先づ横におき右手は其まゝ左手を進めて豎にし、開くには左手を上
 右手を下に雙手を向き合せて先づ左側に開き、次に右手を上左手を下にして
 開き終り位置を正し、膝退三步笏を出し一揖起座逆行三步逆行回轉。

奉幣後取の作法 奉幣司の帙に着き膝行せんとする少し前に幣の場所に進み右
 手より一寸余残して握り左を高くし胸の所に持つ、奉幣司の斜前右側方に座し
 膝行三步持ち換へ渡し、膝退三步一揖逆行三步本座に歸る。奉幣司の行事すむ

や後取進む、奉幣司の四回目の伏拜の時立つを程よしとす、揖膝行三步受け取り、膝退なし、兼て設けられし台の前にて膝行三步持ちかへ右手を上にして奉る膝退三步、深揖(大床ならば伏拜)逆行三步奉幣司の前に着座揖置笏、此時は猶行事中なれば膝行なし、合拍手先づ後取一拍手次の拍手は司後取同時次に司一拍手、速に揖膝退三步逆行三步退座。

奉幣司の作法 軾の手前にて深揖膝を突き膝行三步深揖、後取より奉幣を受け取るや跪坐、右足より起ち左右左と進み奉幣を立て、右手を上左手に下にすべく入れかふ、此時右手は四分六分(下四分)の所を持ち、其手は口の前通りたるべし、下の左手は一寸許り余して持つ次で左右左と足を引くと同時に左右左と奉幣を振り、終りの左の足を引くと共に起拜の時の如く伏しつゝ、次で右足を引きて拜をなす、此時奉幣の串は口の下の所に來るやうすべし、次に下になれる左手を上運ぶと共におき上り正座。斯くする事二回、二回目の終りを正座の姿勢に復し、次に伏拜一回、此時奉幣の串は鼻の所、次で振幣二回。後取に奉幣を渡し、次で後取献じて歸り來るや合拍手深揖膝退三步起座深揖逆行三步逆行回轉復席。

参考 座する時己を祓ふ如く見ゆるものなれば注意すべし、されば奉幣を振るには二の腕迄動かすべし。又軾にかゝる時足の指先に縁を踏むはよからず。官幣を奉るは神社祭式を見るに、奉幣使唐櫃の中に入れ昇がせ到り官幣を拜殿に置く、供饌すむや案を据ゑ奉幣使の屬官雲脚台の儘備ふ、齋主階を下りて奉る、夫すみて屬官仮案の側を去る。

府縣郷村社に幣饌料を供進せらるゝに至れば、奉幣行事は行はぬ事なり。

第五祝詞奏上

一次第順序

二軾後取の作法

三祝祠後取の作法

四齋主の作法

祝祠後取の作法 懐中せる祝詞又は一定の場所の祝詞を持つ。持ち方は合せ目を内側の下へ向け左手を下より右手を上より何れも手の甲を外にし左を高くして持つなり。齋主の前にて膝行三步持ちかへて齋主に渡す持ち換ふるには右手を上へおくり祝詞の左右を轉ずると共に内側に向ける面を上に出し左手を上へ

轉じ俯向けに伏せて祝詞の左端に運び掌を向はしむ、而して渡すなり、次で膝退三步一揖起座逆行三步逆行回轉復席。受け取るには揖膝行三步受け取る、其際掌は向き合へるを、左手の指先になるやう回らずと共に右手を回らして上よりかけ最初の如くす、膝退三步。

齋主の作法 後取より祝詞を受け取るには、右手を持笏の儘右膝の中程に運ぶと同時に笏の裏を上に向け左手を下より拇指のみ上にして笏を持ち三味線を抱へる如くす、次で右手を内方へ轉じ双手を向き合せ祝詞を受け取り、次で右手を外方へ轉じ祝詞を笏の内に持ち添ひ持笏に復す。次に進みて軾にかゝる時深揖膝行三步深揖再拜削り笏せずして左膝の中程に運び左手もて中程を抑へ右手の人指指を笏と祝詞との上端に入れ中程迄運びて祝詞を持ち懐中置笏二拍手祝詞を出し左膝俵にて左手の拇指を上角の合せ目に入れ下まで運び右手の拇指を開きたる合せ目の中側に入れ上の一折を開き残れるを左手もて開き正面に持ち來り、右手を上伏拜、次に祝詞を開き祝詞の中央の目通りになる迄高く捧げ、次で見頃の所に下して奏上、奏上し終るや左手を上伏拜、左膝側にて祝詞を巻きて懐中二拍手笏をとりて左膝の中程に左手にて抑へ祝詞を添ひ再拜深揖膝

崗三步起座深揖復席、祝詞を後取に渡すには、笏に添ひたる儘を以てる右手を左膝の中程膝より離して祝詞の斜に天を仰膝ぐ様に出し、次に左手を右手に接して上より伏せ右手を上方へおくり渡す。

齋員一同の心得及作法 祝詞奏上の時平伏、齋主と同じ心得たるべし。

第六玉串奉奠

一次第順序

一 薦敷後取の作法

二 玉串案後取の作法

三 軾後取の作法

四 玉串後取の作法

五 齋主作法

六 齋員作法

イ 各自玉串を献る法

ロ 齋主玉串を献じ座後祭員列拜する法

ハ 齋主玉串を献り復座して總拜する法

ニ 齋主總代にて玉串を献る法

ハ齋主玉串を献り拜する時齋員一同自座にて列拜する法

玉串案後取の作法 案小なれば兩手の拇手を上にかけて他四本に脚を握る、所作は饌案後取と異らず。

玉串後取の作法 御鍵後取と異らず。

齋主作法 玉串を御鍵の如く持ち、軾にかゝる時深揖膝行三步深揖玉串を持ち換へ奉る、持ちかへ方は正面にて左手を進め玉串の末を右方へ斜にし右手を一端放して左方より左手と同じ形にかけ玉串を持ち、左手は伺候の如く突き右手にて奉る。玉串の本は神座に向ふべし、其本を下に向くるやうにして案におくなり。次で再拜拍手一拜深揖膝退三步起座深揖復席。

祭員作法 各自にするは齋主と同じ。

イの場合 神社祭式にあり、最も丁重なるもの。

ロの場合 列拜の時一人立ち二人立ち四人立ち皆可なり、二人立ちの時は三段揖に説ける如く、上座の二人立揖の時次者二人座揖かくして定め席に並びつゝ、順次にかくす。四人立ちは二人立ちの如くし上席の並び着ける左右に次者別れ着くなり。齋主軾にかゝる時上席の者進み、席定まるや立揖着席膝行なし

座揖次で齋主と共に再拜二拍手一拜、下郎立ちにて座揖立揖逆行三步復席。此場合は齋主は軾につき膝行三步座揖の後に齋員揃ひて後座揖を一回加ふ、而して玉串を献す、拜の時も齋員をして揃はしむるやう笏を目通りに上げしとき猶豫すべし。

ハの場合 齋主奉り後本座に戻り、正中に向き合ひ列拜す。こは伊勢神宮にて行はる。

ニの場合 齋員拜もせぬ法なり。

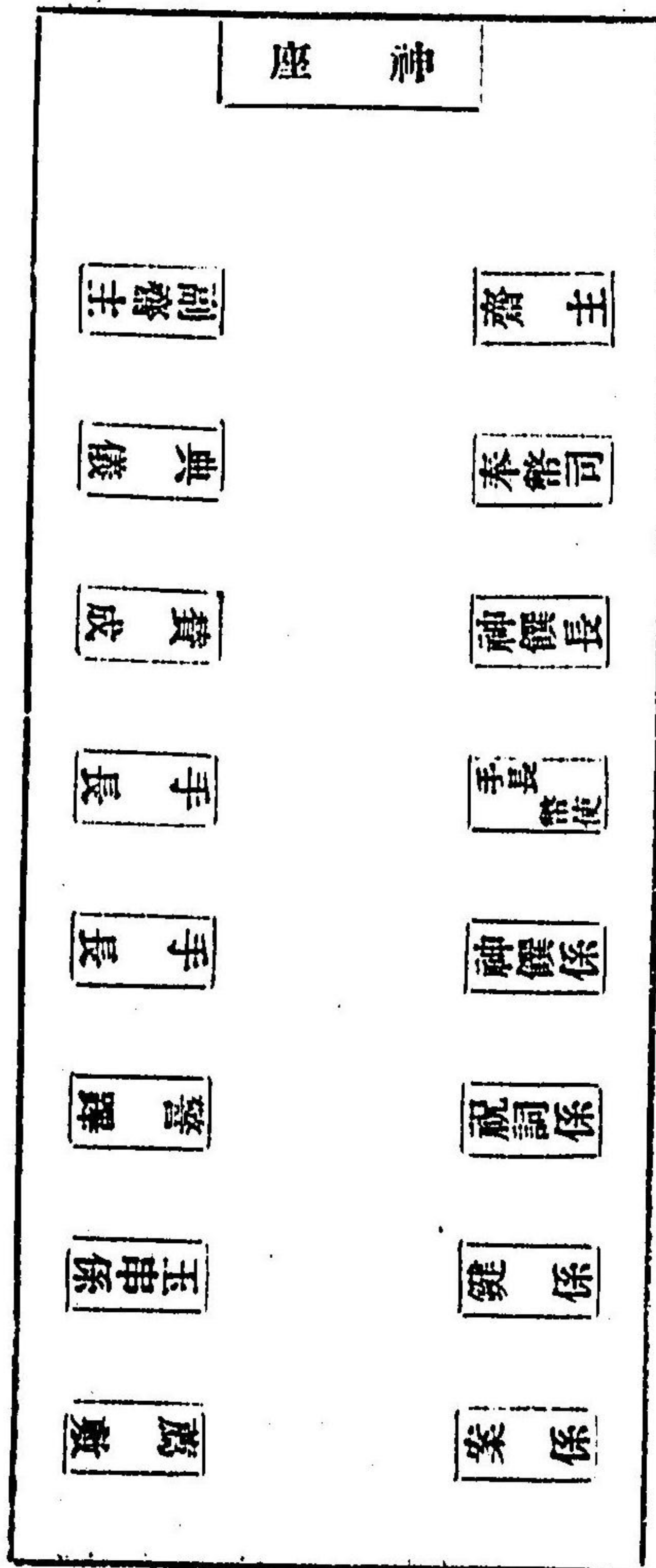
ホの場合 齋主膝行の時、左側のものは左足を右足につけ右足を開き、右側のものは右足を左足につけ左足を開き、神座に斜に向ひ、齋主と共に再拜二拍子一拜す。齋主膝退の時左側は右足を左足につけ左足を開き、右側は左足を右足につけ右足を開き向き合ふ。

参考 玉串奉奠五法中、イは時間を要し、ハは伊勢神宮に關するもの、ニは略式に過ぐれば、ロとホとは實行に可なりとす。

玉串を案におくには齋主は左側へ順次右側へ、而して席なくば左側へ送りて奉る。

神宮にては本を手前に奉られ、諸社は本を神座に向け奉る。こは神宮にては其後瑞垣御門板垣御門玉垣御門に玉串立てらるれば異なる点は起れり。玉串を献る根源を尋ぬるに諸社に奉るは維新以來なり、神宮は古くよりあり。根源は天岩戸の段に天香山五百枝真柳云々見えたり。列拜の時全員揃へし事を知らしむるため最終の者をして合圖即ち微聲の咳をせしむるは可なり。

本祭式圖（地方官なき場合とす、地方官の來場ある際は左側に列す、其場合は齋主以下右側とす）。



修祓行事

- 一次第順序
 - 二薦敷後取の作法
 - 三祓案後取の作法
 - 四軾後取の作法
 - 五祓主作法
 - 六大麻司作法
 - 七盥湯司作法
 - 八齋員一同の心得及作法
- 祓主作法 祓主の祓詞奏上は、本祭式に於ける齋主の祝詞奏上と同じ。
- 大麻司作法 祓具案の前にて座揖軾あれば、かゝる前と、去る時立揖膝行三步大麻を奉幣の如く持ち、進みて祭臺に近づき手前より膝行深揖膝行一步正面にて右手を上左手を下に持ち換へ左右左と祓ひ、大麻を持ち換へ元の如くし膝退一步深揖膝退起座逆行三步逆行回轉、次に神饌舎の手前より膝行揖膝行一步持ちかへ祓ふ、膝退一步揖膝退起座逆行回轉、次で地方官齋主齋員參拜者と順次

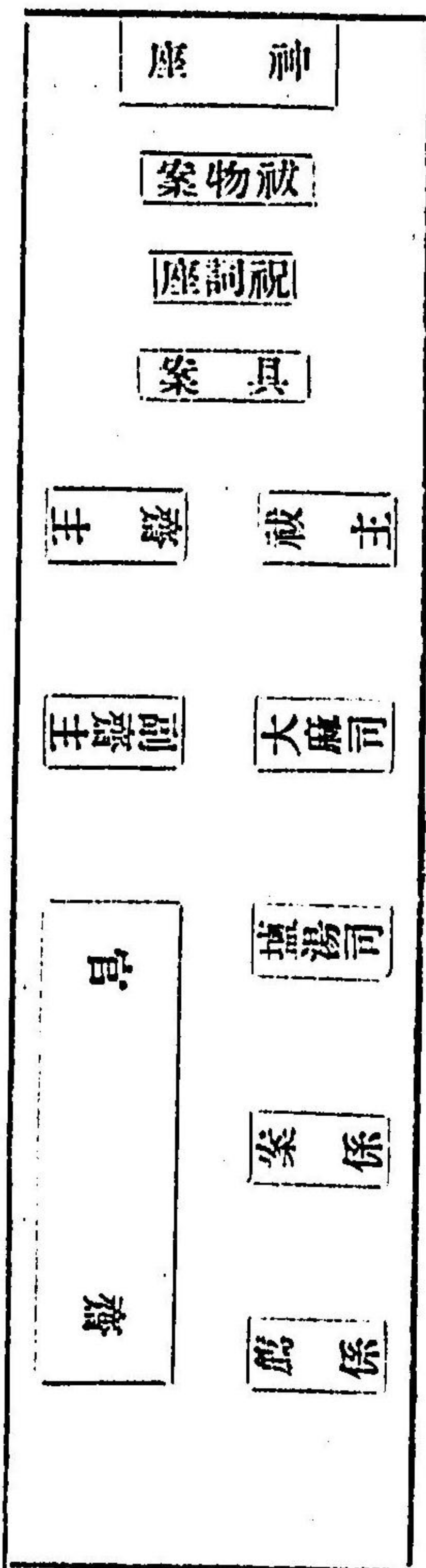
に神饌舎の折の如く祓ふ、祓ひ終りて祓具案に進み膝行揖膝行三步右手を上
持かへ案に置き退座。

盥湯司作法 盥湯器をとり、柳の枝にて左右左とふりかくるなり。所作順次大
麻行事と同じ。

齋主以下心得 地方官を始め齋主以下祓大麻盥湯共を受くる時は平伏。

参考 昇降神を行ふ時は祓式にては祓主本祭式にては齋主、神籬の前に進み立
深輯軾にかゝり膝行三步座深揖一拜次に拜の如くし起き上らずして笏の手を膝
の中程に擦り上げ昇降神詞を奏し、次で手を本に戻して起き、一拜座深揖膝退
三步立輯復席。而して昇降神詞は微聲に唱ふべし。

祓式の圖



直會式

直會又直相と書き、古はなうあひと訓みしを今は専らなほらひと云ふ。神社祭
式には載らず、されど古式及三所の御禮によりて行ふものとす。

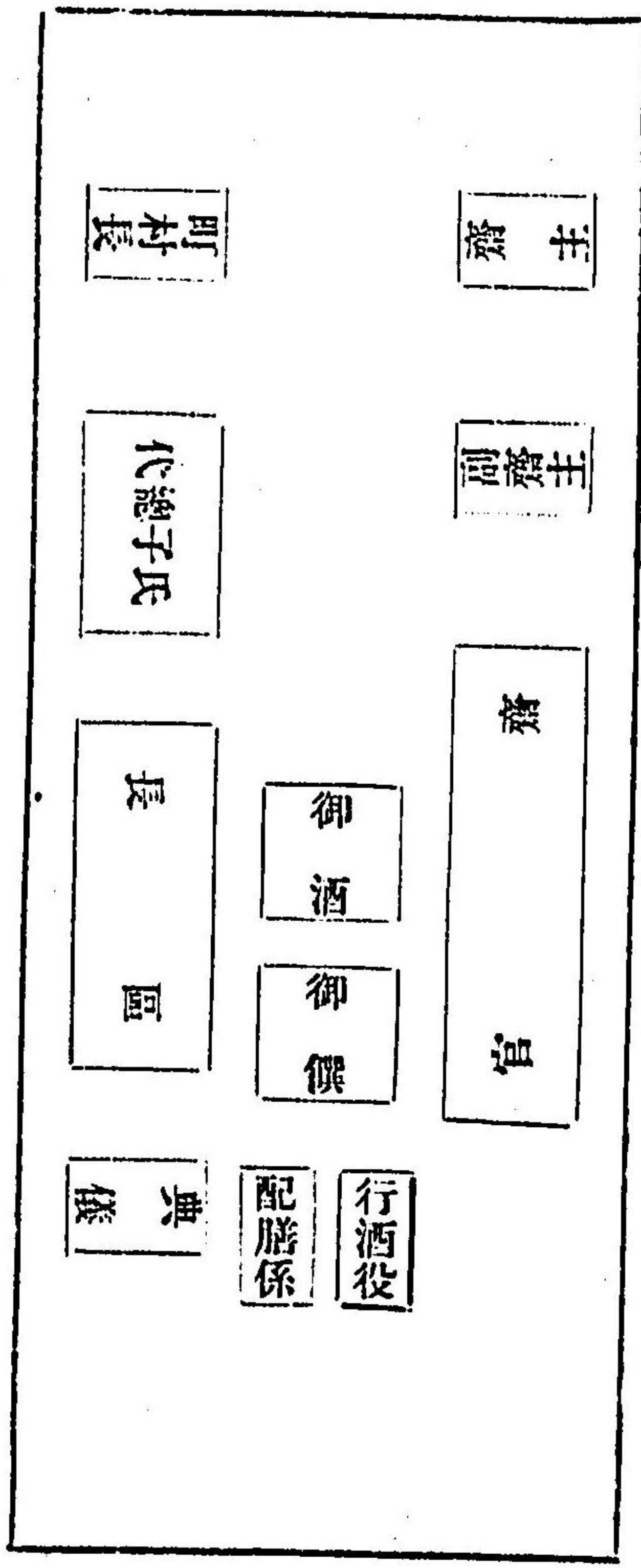
さて直會殿なき時は拜殿なり便宜の場所に於て行ふべし。而して神饌を料理し
て分つものと別に酒肴のみ分つとあり。官國幣社にては直會神事とて供饌祝詞
奏上の儀あり。

先づ齋主以下一同直會殿に着座す、次に直會詞を述べ、次に饗膳を据ふ、次に
觀盃一度、次に着箸之を一献と云ふ。次に唱歌奏舞、次前全様二献、次に退座。
以上の中、直會詞と唱歌奏舞とは普通略す。

其儀先づ一同着席、配膳係饗膳を持ち出で上座より順次座前に据ふ。行酒役一
名酒杯を載せたる台を持ち一名瓶子を載せたる三方を持ち出で、盃中を扇にて
清め、之を又三方に載するを一名受けて三方のまゝ齋主の前に据ふ、行酒役進
みて酒を盛り一拍手して齋主に渡すなり、齋主一拍手一揖之をうけ飲み了らば
このまゝ行酒役に酒を盛らしめ次席へ附し互に一拍手、順次末席に至る、終れ
ば酒杯を撤す。かくする事三度之を三献と云ふ。而して第一回の行酒終りし時

配膳役一人御箸の弊をかく、一同御飯に御箸をかくるなり、次に行酒次に御肴と三献の儀となすなり。右終れば配膳係出で諸器を撤す、茲に於て退手退座。又儀に洗米を用ひ、神葉にて米をすくひ出すを、狩衣の袖に受けて喫する例もあり。

直會式圖

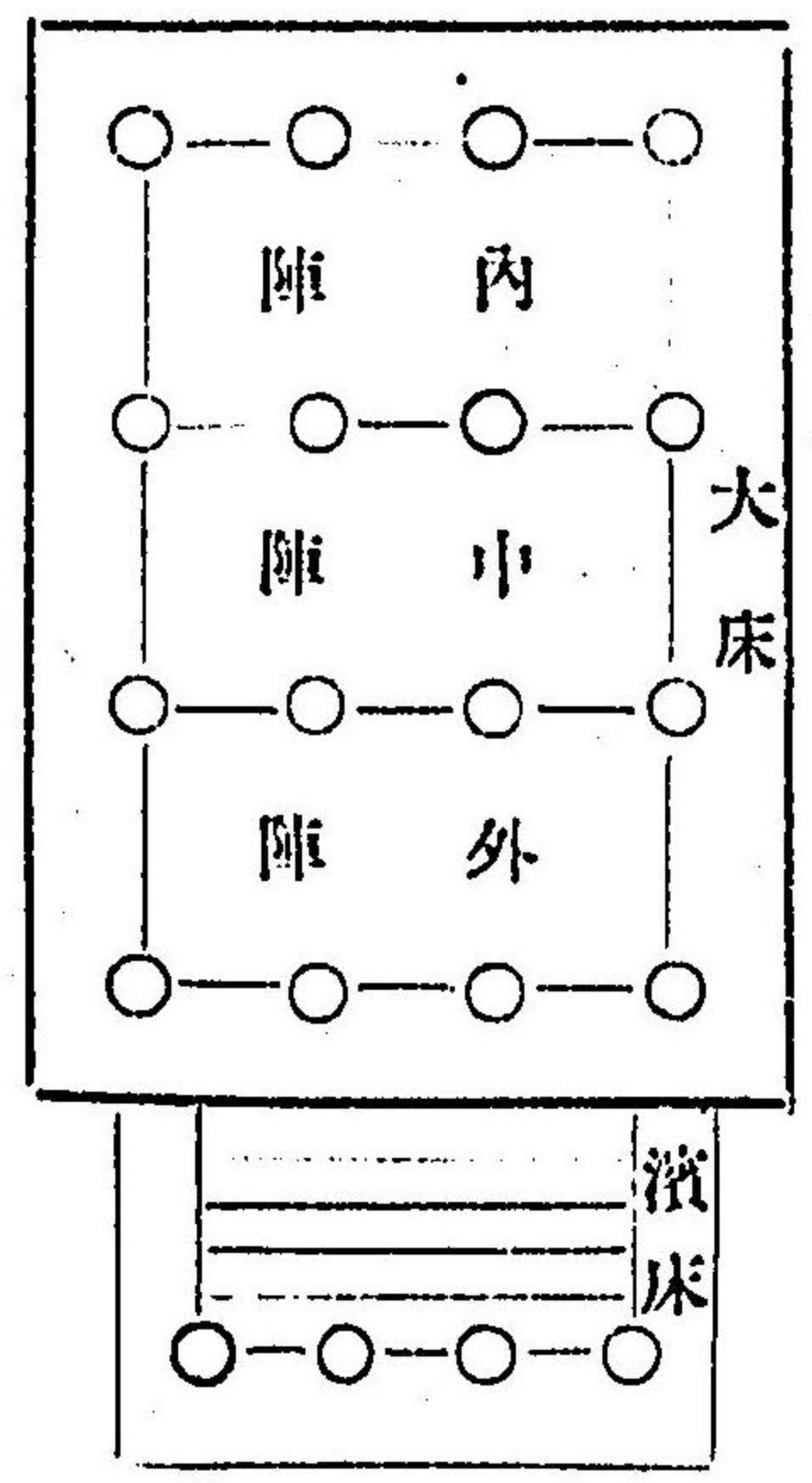


調度裝飾

御内陣裝飾

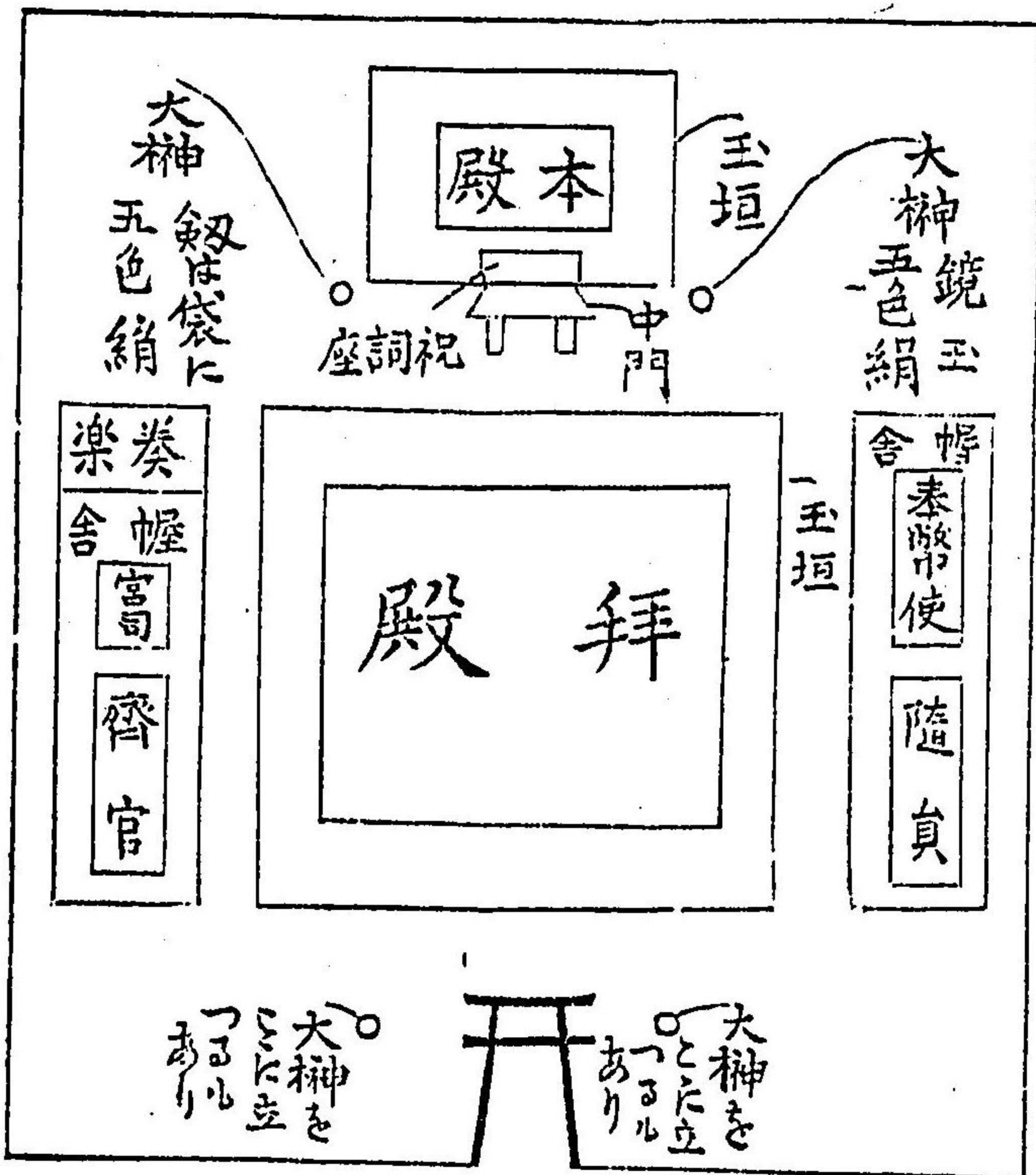
神社の構造によりて變ず、官國幣社の制限圖によりて記さんに。大社は内陣中陣外陣あり、中小社は内陣外陣のみ。御神体は内陣に安置し奉り、内陣の周圍には壁代を懸け、前には帷を下げ、其前に御簾をかく。御簾は中陣外陣にも懸くる所たり内陣の御簾は揚卷鍵を外へ付く。されば普通社も外へ付くべきなり。御内陣には御神体を納む。先づ御帳臺を据ゑ其中に御靈代を御安置すべきなり、そは御檜代なり唐櫃なりの時入るべきものたり、宮内省より官國幣社へは唐櫃へ納めらる。御神寶太刀弓楯等は内陣御帳臺の左右に、此他は内陣に飾るべからず。中陣外陣には何物も飾らず、神儀は中陣、中陣なければ外陣に献る。幣物も同じ。

本殿圖



祭場裝飾の事

殿上式庭上式に分たる。官國幣社の普通の式によるに神社祭式に圖出でたり。



祭典に當り幄舎を設く、庭上なれば圓座吳床椅子を置く等一定せず。式部寮の賢所の式には椅子を用ゐらる。祝詞は祝詞座にて奏すべく、神僊は中陣又は外陣に献り、祭式は拜殿を用ゐ可らず。拜は拜殿にてす。拜殿の周圍は御籬、正面は帷帳幄舎には緞を張る、本殿に幕を張るはよからず。本殿の中門には注連を張り、鳥居の外には齋竹を立つべし。

庭上式ならば、齋竹を四方に立て注連繩を張り、入口は鳥居形とし、盛砂して薦を敷く、略式は要所要所に敷くのみ、神僊玉串案の据ゑ置きはよろしからず。左右に御櫛を立て、雨天には天幕を張るも差間なかるべし。

祭具

案は座禮と立禮とにより高低に作りおくべし。薦は藁、眞菰、蒲にて作れるものあり。式部寮にては一面に敷くに眞菰薦、神座神僊の下には蒲薦を敷かる。此他神僊具、玉串案。祓式の大麻菰湯の台器具等。

幣帛に三種あり。神宮へは現品、五色純木綿眞綿糸麻等を柳篋やちいばに收め台は八脚を用ゐらる。官國幣社へは或社に限り現品なるもあれど、一般は式部寮(宮内省)

奉書の目録包み七圓なり五圓なりの紙幣を包み、水引にて花結び幣帛料と記せり、雲脚台に載せ八脚の上にする。縣社以下にては幣串とす、二座三座の神社にてはそを一かためにし紙捻にて占め行事すみて分ち献る、串は此際薄かるべし。

神饌の品目順序

調理と丸物との二種あり。伊勢神宮にては調理せるを献らる。此際は瓶子(御酒)の外に葉椀(水平盆)箸置、高杯等の神撰具を要す。

臺数は官國幣社神社祭式に見えたり。

大社十一臺。其品目と順序は、和稻荒稻、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜二品、野菜三品、木實二品、水鹽。たり。

中社十臺。大社十一台の中野鳥、水鳥の中一品を削るなり。他の品目順序は同じ。

小社九臺。中社十臺の中、海菜(一品)野菜(二品)を一臺とす。其他は中社と同じ。宮中現今の儀式にても略同じ、八臺より十二臺迄とす。

八臺の折は、洗米、酒、海魚、川魚、海菜、野菜、果實、水鹽。にて九臺の時は、酒の次に餅を加へられ、十臺には果實の次に作菜を加へられ、十一臺の場

合は魚の次に鳥を加へ、十二臺にては鳥を野鳥、水鳥とに分たるゝなり。

神饌献備位置

案の一例なると二列なるとにより注意すべし。臺数の奇偶により位置異なるなり、奇数なれば正中に一臺次に左側次で右側と左側右側の順に備へ行くべく、偶数なれば初めに左側に片寄せ備へ次回目との二臺が正中にあるやうし、左右側の順に備ふべきなり。神饌の向け方は、魚鳥の如きは頭を中に向くやうし、若し正中に一臺備ふる場合には左側へ向くべし。川背海腹とて川魚は神前へ背の向くやう、海魚は腹の向くやうすべきなり、こは調理の裂き所より来る(古より云へ、故冷泉伯は此説式部寮にては双方腹を向けらる。

神饌調理法

調理の方法は、魚は切りてし、塩は葉椀へ高盛にし。野菜はうで、葉椀へ盛る等なり。されど普通神社にては丸物なれば此用なし。

丸物にての注意は野菜魚鳥の向け方を誤らぬやう前後の別なき様し、佛前の盛り方のやう階段的裝飾的に流れぬやう心得、清潔を主とすべし。巻水引はよからず、野菜をくゝるには清き麻を用うべし。

祝詞

古へ宣命は青赤黄白の紙を用ゐられしも、祝詞は白紙に限り奉書鳥子大奉書を用ゐ、半紙全紙の二種ありき。されば全紙を用ゐる一枚に書き終るべし。折り方は古式は六折半なれど、七折、八折になすも可なるべし。認むるに當り古は野紙を入れ頭を或は高く或は低く一定の式ありき。式なき現今は野紙を入るゝ必要を見ず、字体の鮮明と略字を用ゐぬ事に注意を要す。朗讀するに中古、吉田白川家は微音にしたれどよからず、室町朝時代には宣命に譜ありしと云へば祝詞にも有りしなるべけれど今傳はらば、早らかに僻なく敬禮を失はぬやう讀むべきなり。

祝詞は袋に入るゝと、笏に持ち添ふると、懐中するとの三法あり。宣命には袋ありしも、祝詞の古の袋は知らず、袋に入れ頭にかくるは、古の宣命の式なれど、庭上式には今も専ら用ゐる例なり。

陛下のは御告文と云ひ、勅使の神社にて宣るを祭文と云ふ。

儀式次第

祓式 一

- 先 薦を敷く
- 次 祓案を置く
- 次 軾を敷く
- 次 祝詞奏上
- 次 大麻行事
- 次 盥湯行事
- 次 軾を撤す
- 次 祓案を撤す
- 次 薦を撤す

右は時間少く、又祓主大麻行事を兼ねる場合。

祓式 二

- 先 軾を敷く
- 次 降神を奉仕す
- 次 軾を撤す

- 次 鋪設係薦を鋪設す
- 次 祓物を置く
- 次 軾を敷く
- 次 祓詞奏上
- 次 軾を撤す
- 次 祓具案を設く
- 次 大麻行事
- 次 鹽湯行事
- 次 祓具案を撤す
- 次 祓物を撤す
- 次 薦を撤す
- 次 軾を設く
- 次 昇神を奉仕す
- 次 軾を撤す

本 祭 式

- 先 着座
- 次 御鍵後取御鍵を齋主に渡す
- 次 開扉(警蹕之に隨ふ)
- 次 神僕薦を敷く
- 次 僕案を設く
- 次 献饌(神僕長、手長、調僕係)
- 次 奉幣軾敷く
- 次 奉幣(奉幣後取之に伴ふ)
- 次 奉幣軾を撤す
- 次 祝詞軾を敷く
- 次 祝詞後取進みて祝詞を齋主に渡す
- 次 祝詞奏上
- 次 祝詞後取祝詞をうけ取る
- 次 祝詞軾を撤す
- 次 玉申薦を敷く

- 次 玉串案を置く
- 次 玉串軾を敷く
- 次 玉串後取進みて玉串を地方官齋主に渡す
- 次 地方官玉串を獻して拜禮
- 次 齋主玉串を獻り齋員一同列拜
- 次 玉串軾を撤す
- 次 玉串案を撤す
- 次 玉串薦を撤す
- 次 饌饌(神饌長、手長、調饌係)
- 次 饌案を撤す
- 次 薦を撤す
- 次 閉扉警蹕之に隨ふ
- 次 御鍵後取進みて御鍵を齋主より受け取る
- 次 退座

なほ参考として、官國幣社の例祭式次第を掲ぐ。尤こは明治八年四月十三日式

部寮達の神社祭式によれるものなり。

官幣社例祭

年中祭祀ノ大祭一度ヲ以テ例祭ト稱ス其日地方官參向シテ祝詞ヲ奏ス
本社古例ノ神事アラバ神饌ヲ撤スルノ前行フベシ又神幸ノ式アラバ神
饌ヲ撤シテ後渡御アルベシ

地方ノ長官以下祭ニ關ル官員及神官共ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正廳ニ臨ミ
御幣物ヲ點檢シ屬ニ附ス當日早旦神官殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下幄舎ニ着ク

- 次 地方ノ長官以下社頭ニ參向シ神門外ニ於テ手水ノ儀アリ
- 次 同官以下祓ノ幄ニ着ク神官祓ノ詞ヲ讀ミ神ノ枝ヲ執テ祓フ
- 次 同官以下神門ヲ入り祓舎ニ候ス
- 次 屬御幣櫃ニ副テ進ミ庭上ノ便所ニ置ク
- 次 神官ノ長官祭儀具スルノ由ヲ地方長官ニ申ス
- 次 同官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ候ス 此間奏樂
- 次 同次官以下神饌ヲ傳供ス 此間奏樂

案ハ豫メ便宜ノ
處ニ配ク

- 次 屬御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ假リニ案上ニ置ク
- 次 神官ノ長官御幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉ル 再拜
拍手
- 次 地方ノ長官殿ニ昇リ祝詞ヲ奏ス 再拜
拍手
- 次 同官員拜禮
- 次 神官ノ長官玉串ヲ献リ拜禮畢テ本處ニ復ス 同上
- 次 同次官以下拜禮
- 次 同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス 此間奏樂
- 次 同長官御扉ヲ閉ツ畢テ下殿幄舎ニ復ス 此間奏樂
- 次 各退出

神饌 大社十一台
中社十齋
小社九台

和稻 酒二瓶 餅 海魚 川魚 野鳥 中社ニハ野鳥
水鳥ノ中ニテ一品 水鳥

荒稻 野菜 三品
中社ニハ海菜二品
野菜二品ニ台トス 菓二品 水塩 幣物

國幣社例祭

地方官參向シテ祭事ヲ擔當ス其餘官幣社ニ准シテ知ルヘシ 府縣社以下ニ於
テモ年中一度ノ大
祭ハ此式ヲ折衷シ執行スル事
適宜ナルベシ

地方ノ次官以下祭ニ關ル官員及神官共ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正廳ニ臨ミ
御幣物ヲ点檢シ屬ニ附ス當日早且神官神殿ヲ裝飾ス
午前八時神官ノ長官幄舎ニ着ク

- 次 地方官次官以下社頭ニ參向シ神門外ニ於テ手水ノ儀アリ
- 次 同官以下神門ヲ入り幄舎ニ着ク
- 次 屬御幣物ヲ門内ニ入レ砌上ニ置ク
- 次 神官ノ長官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ候ス 此間奏樂
- 次 同次官以下神饌ヲ傳供ス 此間奏樂
- 次 屬御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ假ニ案上ニ置ク 案ハ豫メ便宜ノ
所ニ配ク
- 次 神官ノ長官御幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉ル 再拜
拍手
- 次 同官祝詞ヲ奏ス 再拜
拍手
- 次 地方ノ次官玉串ヲ献リ拜禮畢リテ下殿幄舎ニ復ス
- 次 同官員拜禮
- 次 神官ノ長官玉串ヲ献リ拜禮畢テ本處ニ復ス
- 次 同次官以下拜禮

次 同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 同長官御扉ヲ閉ヅ畢テ下殿帳舎ニ復ス 此間奏樂

次 各退出

神饌 中社十台
小社九台

和稻

酒 瓶二

餅

海魚

川魚

海菜 二品

野菜

三品○小社ニハ海菜一品
野菜二品一トス

菜 品二

水 鹽

然して府縣鄉村社に至る迄、幣價料を供進せらるゝ事となりしが、其式の如きは國幣社例祭式に準據し、本書附録の小學兒童參列順序を參酌して、適宜の案出せば大差なからんか。

文 例

恒例臨時各祭神新題等洩るゝなく記さんせしも、小冊子のよく盡す所にあらず、さればとて全く削らんもいかゝあらんかとて、その各の一二を掲ぐる事となしぬ、初學者の參考ともならば幸なり。こゝに假字文にしたるは、讀み易からんが爲のみ、敢て他意あるにあらず。

祈願祭祝詞

かけまくも畏き某大神の大前を慎み敬ひ拜み奉りて姓名恐みくも申さく。皇大御國はしも、天地の初發の時に、天御中主大神高皇產靈大神神皇產靈大神相議り給ひ高天原に事始め給ひて、伊邪那岐伊邪那美命に、此漂へる國をつくりかためなせと、天瓊矛を賜ひて、事依し賜ひ、伊邪那岐伊邪那美二柱大神、其瓊矛をさし下しかき成し給ひて、磯敷虛島に八尋殿をみたて給ひ、妹背の道を起し、大八洲の國々島々を生み給ひ、蒼生あそびこの始祖神等あそびこ、萬物をも生み給ひ、蒼生を恵み給ふと諸の神等を生み給ひて其御態みかたちを別け依し給ひしを始め。天照大神其御業を受け持ち給ひて、皇孫命を天津高御座にませ奉り、萬千秋の長秋に大八島を安國と平けく治め給へと天降し任し奉り給ひ、君と臣との道を定め給論し給ひ、五穀物のもつ種に蠶をしも降し給ひき。故豊葦原瑞穗國の公民は大神等の御靈の幸一口もかゝふらではあり得じものと、某大神の奇御靈幸御靈を鎮め奉りて、石の上年古きより御祭仕へ奉りこしが、今日しも大前に御祭仕へ奉ると献る幣帛は、御酒御饌種々を安幣帛の足幣帛と平けく安けく見直し聞直し給ひて大神のしきませる是れの里回は禍つ日神の禍事なく里人等各もく

大神等の御諭のまに／＼直く正しき人の道ふみ違はず、家の業としいそしめる生業にいそしめいつかしめ給ひ。又そが取り作らふ五穀物を始め作りと作る物等は草の片葉に至る迄悪しき風荒き水の災禍なく秋の足穂の八束穂になし幸ひ給ひ。洩れ落む事をば神直日大直日に見直し聞直し給ひて、うしはき給ふおほき御功德のまに／＼彌益々に御靈幸ひ幸ひ給へと畏み／＼も乞祈み奉らくと申す

報賽祭祝詞

惟れ年月日、年が中に月を擇ひ、月が中に日を擇び、日が中に時を擇びて、掛卷も畏き某大神の廣前に姓名恐み／＼も申さく。今年月日の御祭に祈白せるがまに／＼是れの里回は禍つ日神の禍事なく、奥津御年を始め麥生豆生粟生稗生甘菜辛菜に至る迄なし損ふ事なく、悪しき氣煩惱む者なく蕃殖榮え、君の御爲國の爲いそしめいつしみ來し御恩頼を嬉しき辱けなみて大前にみ祭仕へ奉らくは。今日の幣帛臣の禮代と奉る幣帛は、清酒の速に、餅ひの持榮えに、鱈の魚の彌益々に赤飯の赤き心を、嚴くしく聞しめし受け納め給ひて。此の氏子の益人等、天地の障りなく、内外の禍事なく、万世に子孫繁り榮ゆる門と有しめ、

夜の守日の守に守り幸へ給へと恐み／＼も申す。

藥神祭祝詞

八雲立出雲國八百米杵築宮に鎮座す國造りまし、大已貴命、衣手の常陸國大洗磯先の宮に鎮座す玖斯神少名彥命二柱の大神達のうづの御前を拜み奉りて姓名い畏み／＼も申さく。大神達の御功德を稱へ奉らむは畏かれど稱へ辞竟奉らく、遠つ神代の古はも我大倭豊葦原の瑞穂國も萬事共未だ成り整はずて在れば、國中に住る若生等草を束ねて着衣を成し、果實を拾ひて食物となし。大地を穿ちて住家となし、寒さ暑さを凌ぎ、飢を忍び、露霜を防ぎつゝ有りける程に、高津鳥昆虫の災害有も夫を呪咀止る術は更なり、惡氣の爲に煩惱む者有るもそを癒すべき舉ては非ざりける事を見そなはして、二柱の大神相共に言議り賜ひて、營田家作機械の業は更なり、病を癒すべき醫師の術に至る迄法掟てまして教へ給ひ諭し給へるを以て、現身の世に産出し人草等、大神達の御靈の幸に依て、飢る事なく凍る事なくして、浦安國のうら安くも住居つる事をし得たれば、唯人等も諸共に最も畏き御靈の幸に報い奉るべき理なるを、殊更に某等が輩は病を藥する醫師の術をもて家の業とし有なれば、日に異に蒙る御靈の幸に報い

奉らんと。今日をしも生日の足日と祝ひ定めて、二柱の大神の幸御靈奇御靈を招ぎ奉りませ奉りて、大前に進る幣帛は何々々々を始めて何々に至る迄、高机の高らかに盛足はして獻れり、此の幣帛を安幣帛の足幣帛と大神達の御心にも平けく安けく聞しめして。今より往く先き彌益々に、醫師の業に大神達御靈幸ひて、顯見蒼生の苦瀬に落ちてあつかひ悩むを、神術なすいづ速く癒さしめ給ひ治めしめ給へと畏みくも申す。

蠶神祭祝詞

言卷もあやに畏き保食大神の御前に申さく。大神はしもくしびにたへなる御靈の幸ましますが中に、畏かれども天照大神天香山の桑の葉をもて飼ひ給ひ、成れる繭をみ口に含ませ給ひて糸となし、天柵機姫して御衣織らしめ給ひ神御衣祭仕へ奉り給ひて、うつしき青人草の身に纏ふべき物の料ぞと降り給ひしがまに、蒼生各もく飼ひて、そが繭を抽きて糸となし、明妙照妙和妙を始め綾錦綺紵を織りつゝ、うづはたの衣に作りて寒さを凌ぎ。又海路はるけき外國人の求ぎ行くがまにく皇大御國の彌榮えに榮ゆる元つ種蠶はしも、大神の御靈のくしびになれる物にし有れば、そが御恩頼を嬉しみ辱みて大前にみ祭仕へ

奉らくは。いい速けきみ靈の幸かゝふらんものゝ例と清酒を始め、足り整ひて圓かならんものゝ例と餅ひの鏡、氏子の益人等が清き赤き心にかたごれる赤飯には、大海原に住む物は鱈の廣物鱈の狭物、海底に生ふる物は奥津藻葉邊津藻葉、野山に翔る物は雉子、大野原に生る物は甘菜辛菜に至るまで、横山の如く置高成して奉る、なほ漏落ちむ事をば、見直し聞直し給ひ、かく進るうづの幣帛を安幣帛の足幣帛と平けく安けく聞しめし受け給ひて。蠶に禍事する昆虫の災なく、桑の葉に露霜の禍なく、蠶飼ひの人に洩れ落む事の有むをば神直日大直日に見直し聞直しまして、彌益々にみ靈幸ひ幸ひ給へと畏みくも申す。

酒神祭祝詞

此の神床に神籬立て、招ぎ奉りませ奉る掛卷も綾に畏き久斯神少名彦命大物主櫛毳玉命を始め總て御酒を掌り給ふ皇神達の御前に申さく。遠つ神代に皇神達相議り相うづなひ相口會はしめ給ひて。酒を醸成し給ひし御手振に倣ひて、彌繼々に受け繼ぎ受け傳ひ來て造り仕へ奉る恩頼を嬉しみ辱けなみて。獻る幣帛は嚴の清酒、御食代の白げ米、大野原に生ふる種々、大海原に棲める大魚、時じくの香の菓に至る迄、祈の禮代今日の御饗と満て並べて獻れるを平けく安け

く聞しめして。今も往く先も酒造兒等事過つ事なく、甘し酒の清酒と醸みなさしめ給へど、鹿自物膝折り伏せ、鶴自物頂根突き抜きて畏みくも申す。

奉職報告祭祝詞

掛卷も絞に長き某大神のうづしみ前をゆまはり清まはりて慎み敬ひ畏みくも申さく。姓名い性怯く劣在れども、神世の御典讀み窺ひ奉り、大神達のくしびに妙なるみ功德を始め、高天原に事始め給ひし皇御祖の大神の、御子の命の彌繼々に、萬千秋の長秋に、現御神と大八島國しろしめして、安國と平けく、天下の公民を恵み賜ひ撫で賜ふ、大道の義理の本源をら、畏みくも窺ひ得て、頂きに尊み辱なみ在り來しが、此度公儀の任のまにく大神に仕へ奉る神職と成り侍らひぬ。今日しもそが由のみ祭仕へ奉ると、献る幣帛を平けく安けく聞しめし給ひて。大神に仕ふる道に過ち犯す事の有らんおば見直し聞直し給ひて、君の爲世の爲に祈りと禱る事等なしとなす術等にも靈幸ひ給ひて、神習はしめ給ひ、御歳豊に世の富世の饒をも足らはぬ事なく得しめ給ひて、人さばに養はしめ給へど、畏自物しやまい佃匂ひ鶴自物頂根突き抜きて畏みくも乞祈み奉らくと申す。

神社合併祭祝詞 一

某大神の大前を四方八方に慎み敬ひ拜み奉りて畏みくも申さく。大神の奇御靈幸御靈を齋き奉り鎮め奉り、此の里同の里人等一向に歸順奉り仕奉り來しも、新玉の年ふる中には、過ち犯さん種々の罪忘穢のあらなんを恐み惑ひしやまはり、今度村の總社と稱へ奉らふ産土大神を鎮め奉れるみ社の相殿に遷し奉り齋き奉り、往く先とはに明き淨き誠の心もて敬ひ尊み奉らんとして。今日しもみ祭仕へ奉らくは、大前に献る幣帛は何々々を始め何々に至る迄あかにのほに聞しめし給ひて。遷し奉る様に過ち犯す事の有らんをば宥め給ひ許し給へど畏みくも申す。

神社合併祭祝詞 二

某大神の大前に畏みくも申さく。大神を遷し奉ると仕へ奉れる神主より始めて、村内の氏子里々の百姓等に、慮らぬ穢思はぬ過の有らんには神直日大直日に見直し聞直ししまして、咎め賜ふ事なく。大前に献れる幣帛を、御心もなごやかに平けく安けく安幣帛の足幣帛ときこしめし給ひて。こことはに此のみ相殿に鎮りまして、産土大神と相うづなひ相まじこり相口會はしめ給ひて、うしは

き給ふみ功德のまにく彌益々にみ靈幸ひ幸ひ給へど、姓名恐みくも申さく
と申す

祭儀類典 終

附 録

小學校祝賀式

兩陛下御眞影奉掲位置

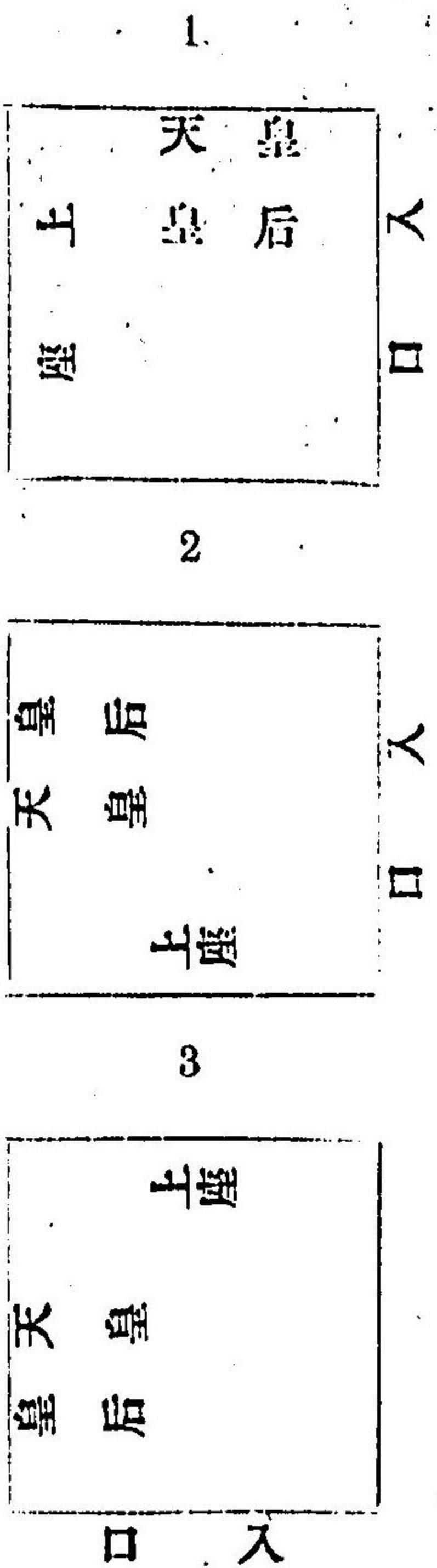
兩陛下御寫眞奉掲位置につきて、明治三十一年一月十一日
文部大臣秘書官の照會に對し宮内省よりの回答書寫。

兩陛下御寫眞奉掲位置之義ニツキ本月十一日付甲第二〇號ヲ以テ御照會之趣
了承御位置ノ儀ハ右ヲ以テ天皇陛下ノ御位置下ヨリ向テ左手ニ拜シ奉ルトス
ル事ニ相成居候間左様御了知有之度此段復答候也

座席の上下 ほかにかに承る所によれば、古來天皇陛下の御座は、維新前迄
（向て右とせられし由なるが、現今宮中其他改まりたる場所にありては正面の右
方向て左を上座と定められたり。

御眞影の位置 前二節を考へ合すときは、普通には、天皇陛下の御影を右

(即ち上座に奉扱すべきなれど、入口の様子上座の如何によりては變更すべき事、左に圖解すべし。)



服 装

洋装 (フロックコート)

上衣 黒絨又は黒紺絨又は綾織絨胸部の鈕釦を雙行とし必ず掛く。

チヨツキ 地質上衣に同じ、胸部の鈕釦は雙行又は單行。

ヅボン 地質縞絨、夏は白リンネルを用うるを得。

シャツ 白色

襟飾 黒紐又は蝶形地質適宜。

手袋 飾色又は白。現今宮中の御儀式には飾色を用ゐらる、但し古來伊勢神宮

に於て遷座の際白の晒の手袋を用ゐられたれば、白色なるもよしとす。

靴 黒革製

式 場 の 心 得

最敬禮 帽を脱し體の上部を前に傾け頭を垂れ手を膝に當て敬意を表する者

とす。此際顔の離れぬやう、後頸の露出せぬ様注意すべし。多勢同時に行ふ時

には靜肅恭敬を守り、耳語等なすべからず。

國歌 君が代及び金剛石の唱歌を詠ふ場合には必ず起立して敬意を表すべし。

勅語拜聽の作法 低頭敬虔の意を表し勉めて靜肅にして苟も傍視雜話等爲

すべからず、拜聽し終らば一禮低頭のまゝ一際頭を垂れして後靜かに頭を上ぐ

べし。開閉扉の際も同じ。

式 次 第 及 作 法

一來賓職員生徒一同着席

一開扉 校長進み三步前にて一禮、下座より三步進み、左手を上、右手を下にし掌を向き合せ、左扉(向ひて右)を開き、次で右手を上、左手を下にし掌を向き合せ、右扉を開き、上座より一步退きて最敬禮、次で上座より三步退きて一

禮、逆行三步回轉、復席。此間君が代を合唱す。

一最敬禮 職員及生徒は、兩陛下の御影に對し奉り最敬禮を行ふ。

一教育勅語奉讀 校長進み三步前にて最敬禮、下座より三步進み、祭壇の御勅語篋をとり左を高胸の通りに捧げ持ち、上座より三步退き回轉、豫設の場所に至り、恭しくとり出し、奉讀し終り御篋に收め、捧げ行きて收め、上座より三步退きて最敬禮、逆行三步回轉、復席。

一校長の誨告

一祝祭日に相當する唱歌 合唱

一閉扉 校長進み三步前にて最敬禮、下座より三步進みて、左手を上、右手を下にし掌を向はし、右扉向て左を閉ぢ、右手を上、左手を下に掌を向はし、左扉を閉づ。次で上座より三步退き一禮、逆行三步、回轉、復席。此間君が代樂譜演奏。

一退席

備考

改正小學校令第二十八條

一、職員及児童君が代ヲ合唱ス。

二、職員及児童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ。

三、學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス。

四、學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五、職員及児童ハ其祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス。

注意 校長以外の最敬禮の回数は一回なるか二回なるかとの疑問は屢々耳にする所なるが、神社に於ての拜禮と同じく一回なりとす。尤も開閉扉に當りて敬意を表象すべきは前に述べたるが如し。又開閉扉は君が代の合唱中にすべきものなりや、滯滞の中になすべきものなりやとの質問を受けぬ。こは古來の宮中儀式に照し、君が代樂譜演奏中になすを最も適當と認むべきなり。

小學校生徒神社參拜順序

こは吾長野縣神職合議所に於いて、今春制定せるもの、參考として記す。特殊

の場合の外これに因りて行ふを適當とす。

先 社前に整列す

次 神職一同上殿

次 唱歌 (後宇多天皇御製)

次 祓式

次 奏樂

次 開扉 奏樂但シ大鼓ナシ

次 獻饌 奏樂

次 奉幣

次 祝詞

次 拜禮 此時唱歌(宮澤春文作歌)

次 撤饌 奏樂

次 閉扉 奏樂

次 唱歌 (從三位常陸守)

次 奏樂中に神職退出

次 生徒退出

次 便宜の處に就き講演 參集に向ひ國體發達の演説を校長に依頼するハ又は神職之を演ず

玉串奉獻次第 校長殿に上り神職より玉串を受け取り捧持して神前に進み玉串案の五歩前に於て直立一揖し跪座の儘にて左右左と膝行し座して一揖玉串を案上に置き二拍手して一揖跪座となり右左右と膝退し立ちて一揖し右左右と足を引き回轉して殿を下るなりされど神職は豫め玉串獻上の次第を町村長校長氏子總代等へ指示し置くを要す。

第一唱歌 後宇多天皇御製 (君が代の譜)

天津神國津社を齋ひてぞ我があし原の國は治まる

第二唱歌 宮澤春文作歌 (地久節の譜)

第一 豊原は天津日の

仰がぬ國もなきまんに

第二 天皇は天照らす

大和の國をしらせこそ

い照らす影は隅なくて

日の本とこそいひにけれ

神の日嗣をうけまして

現津御神とたへけれ

第三
第四

神の御國
よるづの
ひて
君は
われ

神の國にまひたてる
公民とのらしけり
生れし事を忘れずて
現津御神とあれませる
八千代と祈る産土の
後の世かけて守りませ

1123 5-66 1-0 3336 5-33 2232 1-0
 6661 2-23 5 1-0 3366 5-33 2232 1-0

第三唱歌 從三位常昌作 (君代の體)

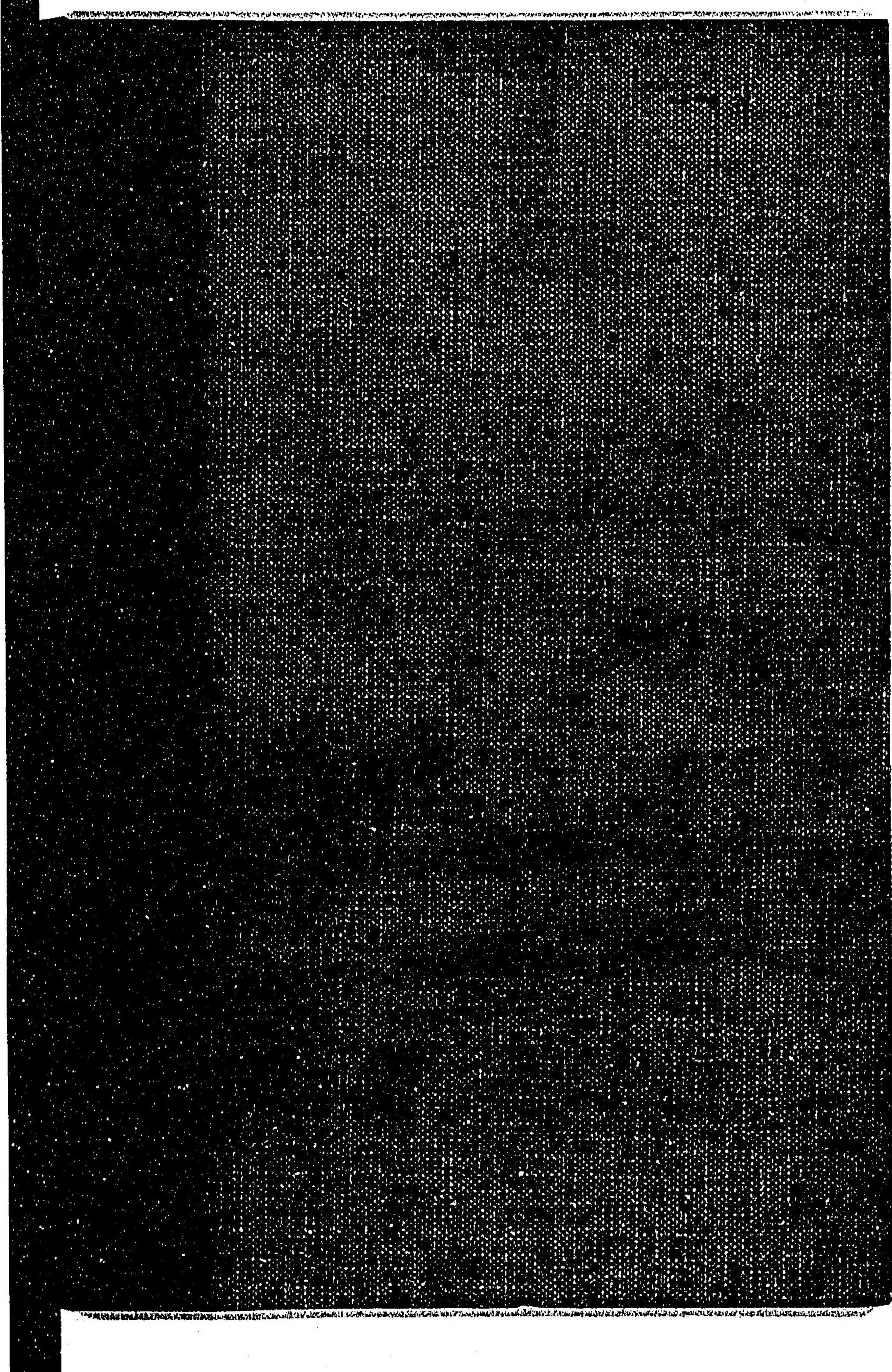
君が代をいのる心の...をばらうはりなしの神はまへらん

附
録
終

32439

9

33
583



33
583

014048-000-5

33-583

祭儀類典

勝山 忠三/編

M39

ABB-0303



25. 12. 19